

讚岐国官社考証
松岡 調 著
上

3
177

東 京 國 藩 朝
類 屬 高 架 六 号 三 册

014083-001-9

8-177

讚岐国官社考証

松岡 調 / 著

1 冊 (上 4 2 丁)
M 1 2

ABB-0341



1
3
177

東泉圖書齋

三 冊	一 七 七 號	六 架	八 函	屬 類
--------	------------------	--------	--------	--------

九九

讀友國官社

松岡調著

上

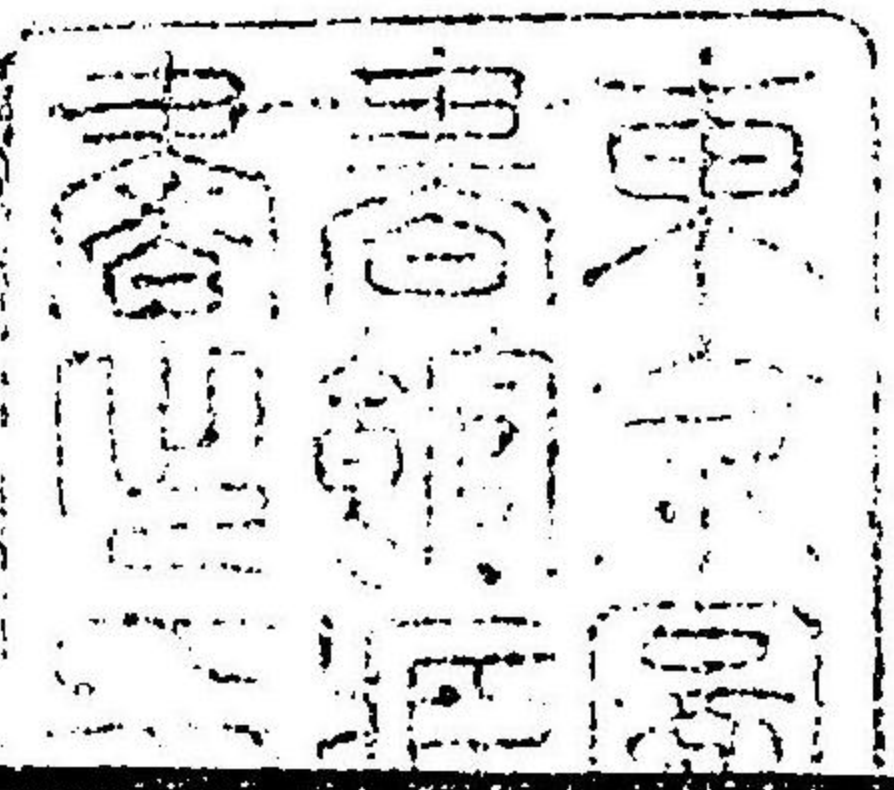
松岡大人著

讚岐國官社考證

朝日會藏版

讚岐國官社考證序

天社國社は、一毛、
然、年月乃、東、
我、
者、
法、
者、乃、官、帳、
中、



讚岐國官社考證序

天社國社はし毛異珠

社國社はし毛異珠

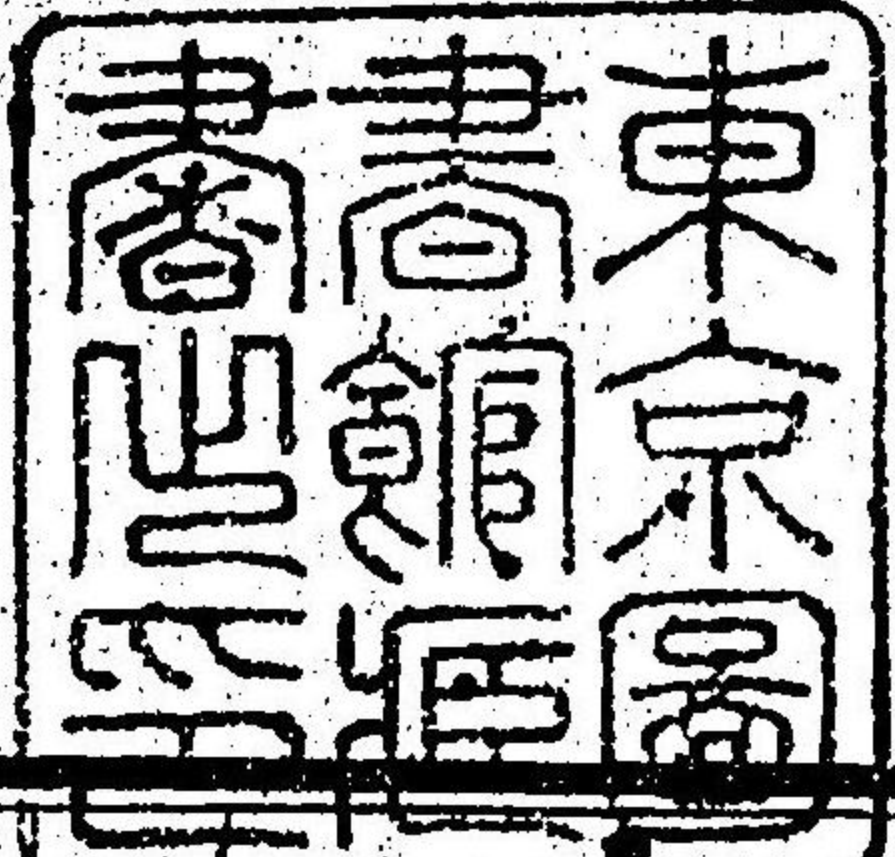
社國社はし毛異珠

社國社はし毛異珠

社國社はし毛異珠

社國社はし毛異珠

社國社はし毛異珠



野中乃信水跡も不知其母多有志此近
支多須者神祇の尊帝心從古社乃所在乎
將尋止原家人も地誌平著述とて問ふの傳
思輩母櫻木乃繼嗣誌國の出来と埋
タルヲモトノウタカハレキヲアキラムルソノナカニサヌキノクニヒトマツヲカ
のうの家粒皮の留る年尔漢政國人松岡
謂き世の時多和社名信年と古學
尔糖細者言も母也多乃書積ふと漢
阿タリテハヤクアラハレハフミノナニクシレトアルカナカニ
阿タリテ既久著述志書乃何久社名信年と古學

此讚文國官社あり評を若き頃其思
遠課字後漢の社とてお綴乃和字を交真
ラコトトシテワタシレサカシラクハハズ
レキテオモヒヲコラシヒロクヒトニモヒコロミテカクカハサダシ
敷立恒志度久人母詢法と如は考定志
を年代傳の神友乃和續新考人とも言
尊毛、持卷も畏支今乃須の衆を以徳大ハ
海智食豆大と改字古ふは志終以志如ふ先
官幣國幣乃社字定大は幣年給禮典字と

○五
多和神社祠官松岡氏所養承家
穢職維新之際兼高松皇學館教
授既而大政益熙神道興隆於是
任

我平裨官禮宜爲人敦慤有所守
時人皆喜漢矣而尺獨喜國字人

皆專漢藉而尺獨專國典人皆論
今而尺獸論古論古不侔著書頗
多今又編官社考證可謂偉矣頃
來請予一言披閱之其書既有序
予復何言幸知其履歷與爲之故
書以塞責云

明治戊寅之冬

田邨神社宮司松平頼續撰



東京中根聞書四

讚岐國官社考證上之卷

多和大宮司從五位下行能登守藤原朝臣春初謹記

先始小云事

官社とい、延喜神名式小載給へり神社小一て、當時神祇官
小て、祈年祭小預ら志め奉きり、大神等小ぞ御座ましきり、
そハ五畿七道を合て、三千一百三十二座あるが、吾讚岐國
に在、二十四座をむおハしま志きり、然るに中古以來、兵乱
打續き、且儒佛の雲霧に覆ハれて、甚たどく志く、七道の
諸國ハさておき、五畿内をら、其神社此分明をらざり、
既に半よを過ぬと聞くハ、恐懼とを據慨とを言むを

〇一
く、忌々志き事の限、小なむ有、なる、然ハあれど、徳川家代
にありてハ、さびかに乱徒と平定りて、皇國此風儀を古に
復らむ事の、漸々小きざし初しに依りて、近き項大神宮、稱宜
度會、延經、神主、神名帳考證と云、書を著して、天下の諸社
を、ハつく、ハ知、きたれど、猶混雜疑惑の無にしをあらざ
れば、いふで其國其郡小て志あらむ者、山、のそ、野、此、そ
こ、巨細、探り索め、正し明めて、記さむ事を、が、年、来、思ひ
渡れど、たゞ一國の事、考記せし者、を、さ、る、を、不、た
び、畏、く、を、朝廷にて萬機の御政を、統、さ、せ、給、ふ、や、う、を、り、こ
—ま、る、小、皇國の樞要と、神祇官を再興給ひて、諸國の諸

候をして、部内此神社を調査註記して、急速に進上させ、勅
命を下し給へり、と承るハ、いふに貴き事なら、故、此事
小預らむ吾有司も、中々たハ、や、も、き、事、なら、ね、べ、い、く、に、せ
を得記しめ、登、び、や、あ、ら、む、と、お、い、ら、る、く、よ、於、是、お、か
げなくも、已、て、や、く、よ、り、此、事、は、深、く、意、を、盡、し、て、有、こ、志、事
なれば、わが讚岐國なる官社二十四座のかき、此、所、彼、處
や尋問考紀し、其、上、ハ、古、書、共、に、よ、り、且、國、書、を、と、と、了、登
き、ハ、と、り、て、考、の、及、ば、む、限、り、聊、の、私、意、な、く、書、綴、り、て、彼、有
司等の片、ハ、此、助、小、と、や、思、は、る、と、よ、り、此、書、ハ、著、述、せ、る、小
なむ、如此、て、天下の諸國なる神社は、か、ぎ、り、其、所、在、其、社、傳

其祭神等を記して進上らば、彼官の決断によるてありぬ
 非説ハハ、こゝろ無く、うち廢止給ひなむや思ハ、るれば、長く
 覆ハきたる鬱々志も、儒佛の雲霧を、今ハ盡に消失て、始て、
 晴天を仰見、こゝちせられをむおぞ、あハれ偉慶とを感
 嘆とを言むもべからず、歡喜しき事ハ限にちむ有、なる

次々云、事ども

古書といハ、古事記日本書紀等を始、正史をいふ國書といハ、わ
 か本國の事をいふ記、この書にて、先讚留靈記ハ、讚留王
神靈記と云
 るを、く約て云、なり、此書素ハ、鵜足郡嶋田寺の過去帳と
 いふ古記より出、正徳六年筑前國人香西成資、手、成
 るものなり、附録といハ、その巻末に、本國二十
 四社の事を記せるあり、それをいふをり、讚岐大日記承
應

元年、本國石清尾、社司、後五位下、友安刑部少輔、藤原盛員、
 著あり、次々本書小引、了所ハ、讚岐の二字を畧ク、り、次々
 の書名も、讚陽蕃筆録、七條宗貞、著あり、此宗貞、
 亦同、生駒記、貞ハ、元禄年中の人あり、生駒記、宇野
 と云、者、讚陽綱目、生駒記より、讚岐府志、享保年間、
 の著、明和五年、増田休意、云、者、祖父崇心、
 明和五年、増田休意、云、者、祖父崇心、
 り三代の間、小聞見、も、所を、記セ、る由、あり、讚岐國廿四社
 考、本國引田、郷の社人、讚岐式社考、天明八年、石清尾、神主、
 忌部、政経、著あり、讚岐式社考、中川俊彦、著あり、
 讚史、文政十一年、本國横井村、等猶數部あり、
 此書ハ、記、さ、し、ハ、先始、に、今、の、郡、名、を、記、し、其、次、小、郷、名、を、記
 し、又、其、下、に、村、名、を、註、し、如、く、小、記、セ、り、其、ハ、彼、神、社、ハ、何、郷
 何、村、に、在、と、云、事、を、慥、に、知、志、め、む、が、為、し、先、始、に、か、く、記、置
 了、その、なり、如、此、と、和、名、類、聚、鈔、次、々、小、ハ、類、聚、の、二、な、る、郡

名郷名や違へる所々小ハ、いさゝか考を記と、因小云本國の郷數此鈔一ハ、九十郷あるを、菅家文章に、八十九郷と見えたるぞよき、那珂郡の郷名の条下小然シカ了小今ハ、九十六郷小分てり、

神社次第ツイデハ、延喜神名式次々ハ皆延喜の二字を省く、小よきて記せし、郡郷ハ大抵オホカク和名鈔小よれども、中にハ地理チリ小よきて記せるを亦多うり、

本國の官社ハ、そのノ、古書に見えたる事とそハ、皆抄出て、其條下六とに記せり、かくて神名式を、諸書の上首に置たるを、此書の本書とも去べしとせしむるなり、又諸書ハ

内に疑ふ所々小ハ、皆考を註せり、

神社の所在ソコハ、彼國書又ハ土人ハ傳説にそよりて記せり、社傳ハ、今所傳ツラハルコトを其儘小出せむれど、長さハいま少し約てを出せし、祭神ハ大々た詳をらざきと、國書また社傳のまゝ出して、疑ふ所ハ聊考を記せり、

考證と云ふ條ハ、神社ハ中古こちと、兵乱のまじれど、類スガリ敗て古蹟とちり、衰微オホハて小祠ホコラとなり来りまゝに、慥タカにハ知人チヒトを無ナかりしよ、己が心ココロにむきし、小此所ココ彼處カノトコロと争マカひ訴ツツせると亦多かれハ、古書國書小據ツケて考ふるハ、もとより、此社彼祠ココノカノ所傳ツラハルコトの古器物古文書等ナニ小もとりて、正し明せられ

事小て、此條下ぞ此一部の眼目に有たる故聊此私意を
加ざるを見む人志う思ひ明めてよ、

式社ハ無位の神を事

まづ神名式なる神社の數上古より三千一百三十二座と
定りたるハあらざるめり續日本紀ハ天平九年八月甲
子詔曰云々在諸國能起風雨為國家有驗神殊預幣帛者悉
入供幣之例幣ハ官幣のハから次國
漸々に多くなりゆきて遂小承和貞觀の年間にや、今此數
にハ定りたるむと推量す、本國小て云ハ貞觀元年正月
共小官社小預りハ三代實錄小元慶元年九月廿五日癸
給へる事見ゆ、

亥分遣中臣齋部兩氏人於五畿七道諸國班幣境内天神地
祇三千一百三十二神縁供奉大嘗會也とめきハありされ
ハ式小載給へる神社ハ殊さら小神階を授奉る事ハ見
えざれが既く文德實錄小仁壽元年正月庚子詔天下諸神
不論有位無位叙正六位上や見ゆきハ仁壽元年ハ嘉祥四
間ハ大かハ此時に正六位上ハあり給へる事ハ著明し故
式社小ハ無位の神なしやハ知ハ應さるりかくて仁壽元年
の叙位此事々おきて天慶三年より永徳元年までに天下
此諸神小位一階を増し給へる事合せて九度天慶五年永
保元年永治
元年治承四年元暦二年建仁元年弘長元年建治元
年永徳元年此間の年數四百四十二年小あり及び

ぬとバ、仁壽元年小正六位上に叙させ給ひし神等ハ、悉く
 後三位古史傳に正四位上と有ハ、小成給するなり、如此定置て、其社
 社の神階ハ推考小成事ぞ、因に云、式社ならで、當時正
 六位上にあり給する神も亦かどへともえぬハ、國史
 を始、諸書に見えたり、本國小ても附録に出せる如く教々
 盡く出、諸神叙位 儲を此神階の事ハ、くさ、論論ある事あるが、神名
 帳考證の條下、冠位通考神階、古史傳第一、傳等にも見えた
 れ、尙委細スミヤカと参考神名式の附録と云、を此小つきて見
 登し、

讚岐國南海道不屬て、所謂伊豫之二名島の内、民方不在、
 波國小境西ハ伊豫國に隣り、北ハ総て海、東南ハ阿
 國備前國備中國備後國等に遥小向へり、さて讚岐の二
 字まづ古事記神代卷小讚岐と有、書に見たり、然るに
 日本書紀持統紀小讚吉と見え、播磨風土記讚伎また
 讚藝に作り、漢藉日本考譯語島名此條に、讚者三孛基や
 あり、又齋事大成經小狹貫をや、書、斯て和名抄、
 讚岐國國府在阿野郡行程上十二日下六日管十一云々
 大内寒川三木山田香川阿野鶴足那珂多度三野川
 田、や有、今も同じな委細ハ、次々にいふ登し、
 大内郡本國の東首不在、阿波國の西小隣り、神名式
 和名抄を始、何書にも、大内郡を始、置たり、をハ京
 路次小て、如此あるを、理をきハ、故、今改
 今オホチ、又オホチとも唱、來きり、所屬の郷を四郷
 ありて、和名抄小同じ、

讃岐全國縮圖

國形今少し東西長しといへども一面に見せむれば其姿一枚の内に見るべし



所屬の島々地方近く有小島ハ少記しこれハ小豆島直島能登島オハ盡く省り久そハ間遠くも有共ハ官社ノ在されバ

南

郡名郷名ハツぶさに記決といつども村名ハ神社ノ所在をのこを記せり此圖ハ神社ノ所在の地理を見安ララるめむとてものせられたる餘の神社佛堂名所古跡オハ大ウ々畧々



北

引田ヒキタの村々、引田、坂元、駒宿、南野、黒羽、川股、吉田、小海、鹽屋、もてて九シテ白鳥シロトリ、同抄、白鳥、歸來、三本松、淡松、原、伊座、東山、西山、総てハケ、丹生野ニニノ、同抄、不入野、爾布乃也、とある村、此郷小つく、丹生野ニニノ、今ハ丹生野と改てニノと唱り、入野山、大谷、三殿、町田、松崎、落合、小磯、馬篠、與田抄、小砂、土居、中山、をを十一ヶ村、此郷よつく、與田抄、に、與、泰音如、田訓、とあるハ、泰字の註あり、然るを今、本田、字を日と作ハ、田、字の旁の缺たるあらむ、今もヨタと唱り、又今ハ與、字を譽にそ作る、與田山、水主、川、東、中筋、西村、横内、もて六ヶ村、此郷小つく、

水主神社

延喜神名式云、讚岐國大内郡一座、水主神社、

續日本後紀云、承和三年十一月壬申、讚岐國水主神奉授、從五位下、

三代實錄云、貞觀八年夏四月九日癸未、授讚岐國從五位、

下水主神從五位上、

長寬勘文云、天慶三年二月一日丁酉、有諸社、位記請印事、

去承平五年、依海賊事被祈申、十三社故也、正五位、下水主、

神、讚岐、承和三年、小、後、五位、下、を授、奉、進、る、事、前、小、出、せ、に、位、階、を、授、給、へ、り、續、日、本、後、紀、に、見、え、と、是、本、國、の、神、社、文、德、實、錄、小、仁、壽、元、年、正、月、庚、子、詔、天、下、諸、神、不、論、有、位、無、位、叙、正、六、位、上、と、あり、て、無、位、の、神、小、ハ、正、六、位、上、を、授、給、ひ、既、小、五、位、に、叙、り、給、へ、る、神、小、ハ、更、一、階、を、増、し、給、へ、る、が、例、ある、小、此、水、主、神、ハ、其、加、階、の、事、此、あり、し、と、見、えて、貞、觀、八、年、に、從、五、位、下、よ、り、漸、く、從、五、位、上、に、あり、給、へ、る、ハ、い、う、ち、ある、事、小、う、い、と、い、は、し、本、國、一、宮、田、村、神、ハ、當、時、加、階、の、事、あり、し、趣、あり、そ、ハ、彼、條、下、云、る、を、見、る、を、斯、て、此、水、主、神、天、慶、三、年、小、正、五、位、下、に、あり、給、る、を、諸、神、增、位、の、九、度、目、此、永、德、元、年、小、ハ、從、二、位、小、ハ、

言位階昇正一位矣、とあれバ、當時既に正一位、了事明
 けレ、されバ、此時々の増位の折を待、で、別に加級の事
 ありしものなるべし、如此て今傳ハる勅額と云、に、正一
 位と有ハ、元龜天正年間の物を、る程乃れバ、さまたげな
 し、又替筆録小も、大水主大明神、神級正一位と見也。
 神社ハ、與田郷水主村不在、土人大水主大明神
讚留靈記附録
 に、大水主神社ま、府志、三代物語、全、或ハ大社とを稱小、
 讚史等にハ、大水主大明神と見也、式社考小、在水主村式、小社今、大社也、ま、生駒記、綱目等
 小、水主村崇氏神、大社と云、云々、又應和二年小、祈雨の效
 驗小よりて、宣言ありしより、大水主、
 大社と唱へ奉るあり云々あり、
 社傳小云、寶龜年中此勸請なり云々、また大明神和賛也
 云、これ小、亦も人皇は、まは君の亦七代、を名を、了勢ハ、孝
 考の、亦二の、水主なりし、と、満おとを、居の、栖ハ、ちり

にま、ド、するわ、ごなら、で、大和の、黒田の、蘆戸、の、出させ、な
 ひし所、兼ハ、七、兼なり、し、小、稚く、獨、清、舟、り、幸、理、う、ハ、乃、空
 り、波、の上、お、が、きた、ま、ふ、ぞ、い、と、と、し、さ、清、兼ハ、八、兼、なり
 一時、浦、より、し、や、水、裁、の、下、り、と、休、ふ、あ、境、の、浦、清、徳、を
 かけて、居、坐、の、宮、あり、と、其、り、し、そ、里、の、水、さ、し、を、し、む、物
 う、は、よ、ま、ろ、し、は、石、の、水、を、堰、築、田、よ、て、水、を、か、け、ぬ、ふ、宮
 戸、の、坂、水、主、か、ど、水、陸、自、在、の、命、よ、て、大、山、戸、水、主、石、主、神
 龜、現、世、の、と、ド、め、し、か、く、て、も、と、満、る、亦、な、く、山、を、凌、ぎ、浦
 よ、以、て、海、を、尺、付、し、は、尺、の、浦、袂、を、落、し、袖、な、し、は、は、ハ、平
 月、形、者、と、よ、池、よ、裾、を、冷、し、し、に、ふ、測、法、是、を、倉、魚、の、と、が

めぬ入る存小より。堤ハされと流き足。水く流し給う
 ち。那うちうひあてみ此。五らぬ不ぞ満一ま内ぬ。中
 の不と室しバ。そ徳事長を志めあふ。まおとの事代室り
 く。水主に流生内産さ。云々 此和贊ハ、明應五年宥旭と云、
 難けまど、中ふハ古傳とおや一さふ一ぐ。そ亦あきに
 土人、口碑云、孝靈天皇第一皇女百襲媛命、謫於此邦皇舟
 初着大内郡馬篠浦。其船之地立祠奉之。謂船掛大明神
 而皇女求居東行。至安堵心即安矣。立祠奉之。謂安堵大明
 神。其後處々巡行。以覓善居。立石以標之。其石今猶存焉。竟
 ト居於水主土人稱之曰大内郡名始于此云々。また土
 俗の説ハ、水主明神ハ女神。御陰の毛甚長く座小
 よりて、親神の恥給ひて、うつわ船と云、を造りて、それ
 兼セ、海小放ち給ひ一うバ、何處とをちく漂ひて、此讚岐
 國大内郡馬篠村り着給ひ一を、土人突き流し奉りなる
 が、又東方に漂ひ、同郡安戸浦小着給ひ、其處小て船より

下、給ひ、鎮座べき地を、此處彼處と覓め給ひて遂に水主
 村小留マ給ひ一を、後小水主大明神と申奉るなり。とも
 云傳へより、諸社傳の寶龜年中云々と云、
 了ハ、再興の年歴を傳へ誤まるる處シ、
 祭神倭迹迹日百襲姫命 明應和贊、まじ廿四社名目、生一
 座と次、或ハ彦火火出見尊 府志、まじ替筆録、又ハ火明命、
 讚留靈 乃里とを云、諸此祭神の説くさぐ 論ありて、甚
 記附録 ながつらな、先百襲姫命の吾讚岐國に來り給、ると云、
 事、古書にハ曾見えざる事あり、さきど此水主神社は、
 あらび本國一、宮田村神社、又大内郡マてハ、馬篠村、樽懸
 三殿明神、中山村中山明 小も、此皇女を祀きりといハバ、
 神引田村安戸明神等、
 甚古く云傳へ一を、おと見えと見えと、次、小水火出見尊と申

せるハいふぞや思ハる、又火明命と云るハ、姓氏録山城
國神に、水主、直を火明命の後と有ふよりて云、事ある
 登ルれば、少一ハ縁ありて覺也、又古史成文ハ、大山積神
 此亦名を大水亦云大水上神神云々とある傳ハ、本國三野郡太
 水上神社を引き、又此水主神社を、同神ある登一とて
 出せり、然然ハ大内郡を降郡と有ハ、式の誤ハ心づらざる
 して、其間十五里あり隔きり、和名抄ハ、大内郡を本
 國郡名の首より出せり、そハ京よりの路次なきハ、是を正
 又本國白鳥神社前、神主ト部方主ト部方主ノ筆記に此社
 の祭神を、古事記小見大、淤美豆奴神ヌカミマメヌカミをらむと云、論
 有て、かよかくに定ガたくなむ、又神名式ハ、山城國世久

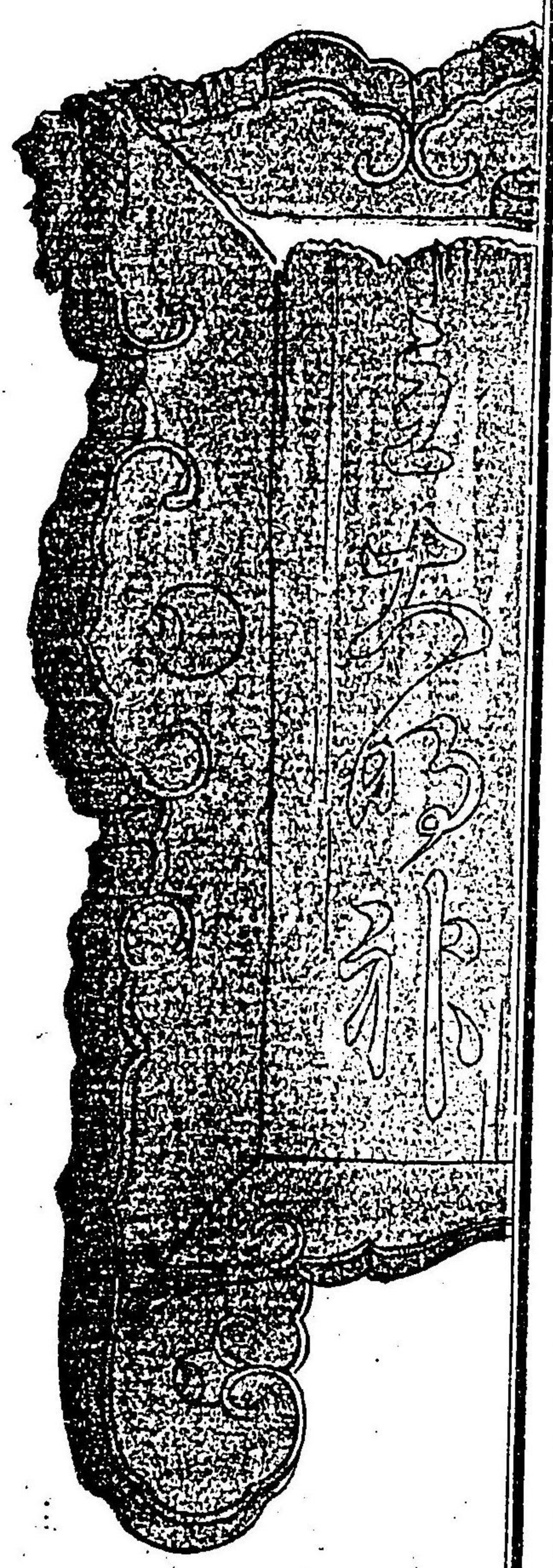
郡小水主神社十座と有、其神等を、うつし記きりにとや
 ありむ、又思ふに、祭神の一説ハ火明命縁ありて覺ゆ、

考證

今小村名を水主と云ひ、又社跡を大水主と稱て、古より
 混ミひ有事なし、斯カて式ハ小社の列なきども、中古に至
 りてハ、社殿ヤシを廣大ミカふありて、社家社坊も数多有しとハ
 云、ど、大かこ小廢て、今ハ纔タ小社家ニ戸社坊一字社坊一字残きり、されど猶
 大社ハ形相ハ備きり、今傳了記録寶物等も多し中に、年
 號社名等を記して、古證と成登ミきそのを少次カより出せり、
 額社傳に、桓武天皇ハ勅額よて、延曆十六年、正月廿六
日ハ、藤原俊房卿下向ありて、二の鳥居ハ掲くと云

るハ、いゝじと非説あり、此水主神の位階の事ハ、續日本後紀、承和三年の条下ハ、從五位下を授奉了由見え、延暦十六年よりハ、四十二年後の事なり、集古十種扁額部ハ、此額を載て、龍池院二品尊朝法親王真蹟とあり、是を正しかるを、龍池院二品尊朝法親王真蹟と尊朝法親王伏見殿後安養院邦輔親王息正親町院御猶子、天正十三、二十七任、座主云々、慶長二、二十三日寂号、龍池院、また書画一覽ハ、青蓮院御代々々々中ニテ、御名高ク、御書風頗異ナリ云々とあり、

惣長三尺五寸
横上三テ二又五寸

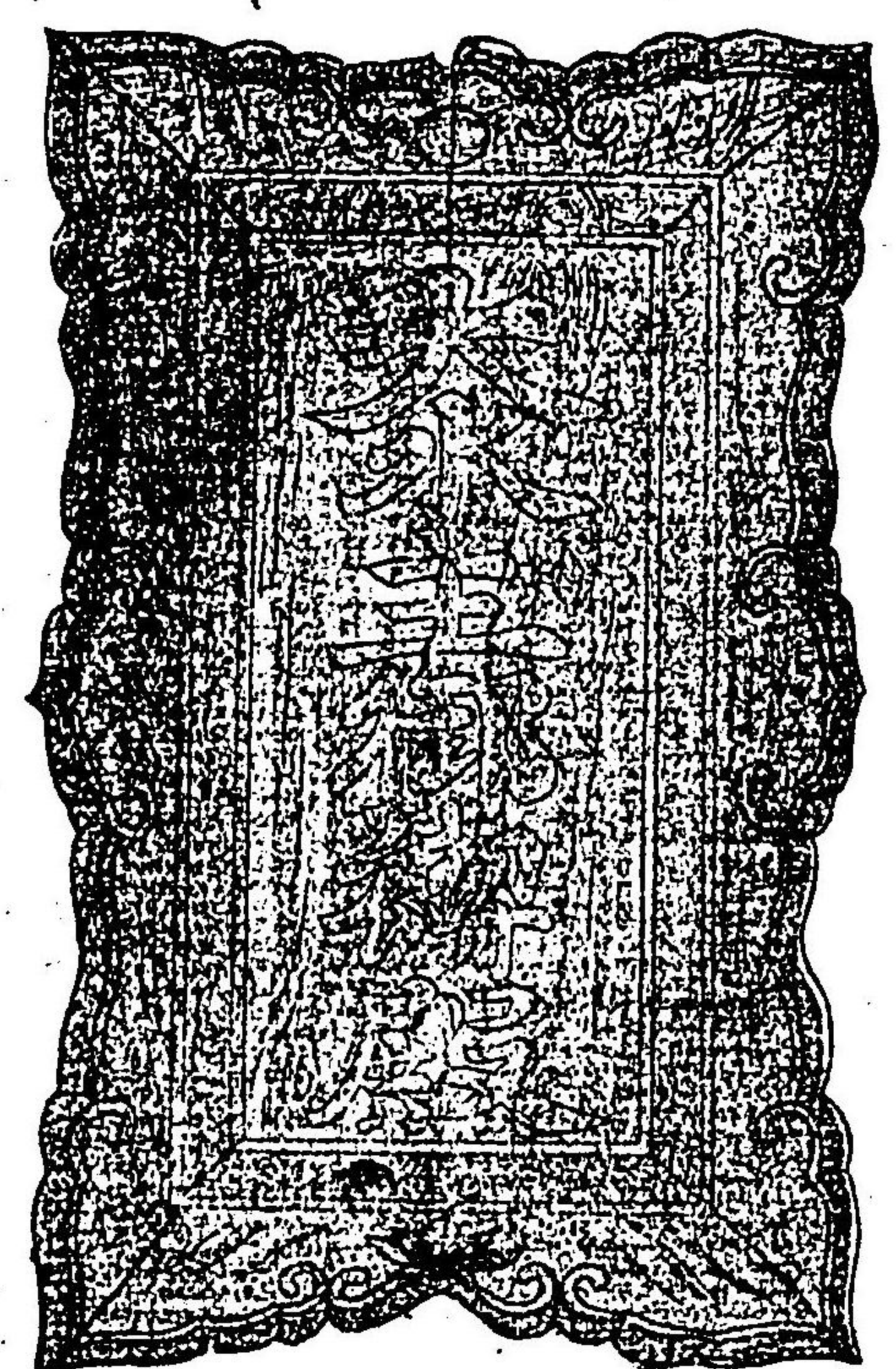
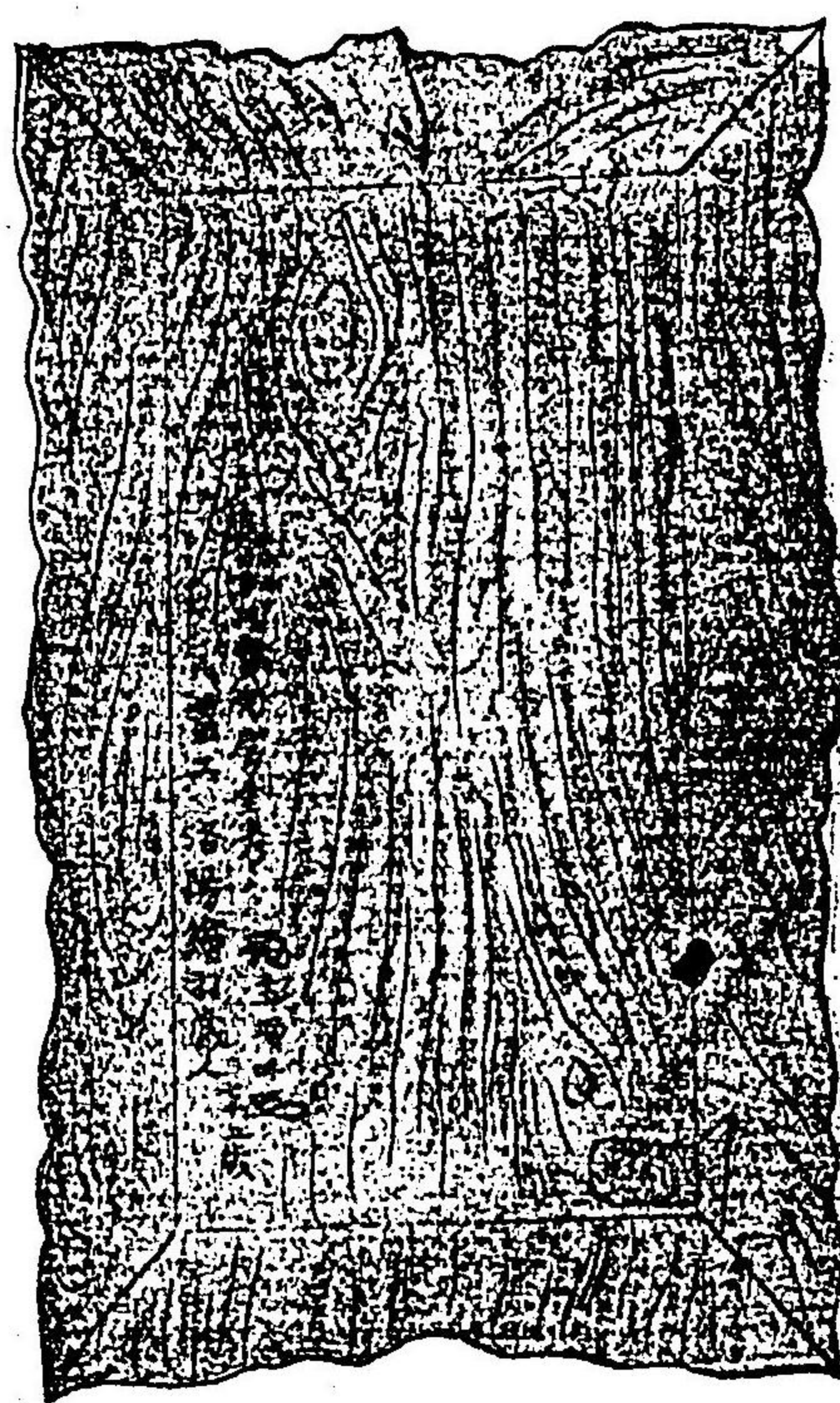


一、宮田村神社も、今傳了所の額二面あり、皆文字ハ彫たものなれど、此額の文字ハ直ニ額面ハ書給へるをのを見えて、木地ハ自然と禿、文字ハ高く彫上るやうに見えて、甚古雅なる物なり、然小次小出せる、御禊殿の額ハ、永享十二年の物をれど、此額のこよなく古びた了ハ、社傳の如く、二此鳥居小掲て、雨露小あたりし故、あるを、裏書小よ了に、神宮寺の住僧増呼、七十五歳の時、御禊殿ハ、掲了る物なり、増呼ハ、貞治五年小生了る、ちれハ、七十五歳ハ、永享十二年に當きり、如此て神宮寺と云ハ、中筋村を了る虚空藏院の事にて、中古この神社

を、彼寺の鎮守
 此如く小為
 々ど、なみ
 ろらぬ正レミ
 官社小ませバ
 さ以ガの僧徒
 も、佛神ともえ
 附會せで、上古
 此ま、清く奉
 仕せし事ハ、今
 内陣小一軀の
 佛像おく、且當
 時御襖殿のあ
 りし小やも知
 られ
 たり

獅子頭此圖

古體を丹よて塗り、角ハ録青眼と齒とハ、金



堅二尺
 四寸
 横一尺
 四寸

箔をおきたり、裏小銘有を臨寫して出せり、
 文明四年ハ、再ハ彩色セ一年號と見えたり

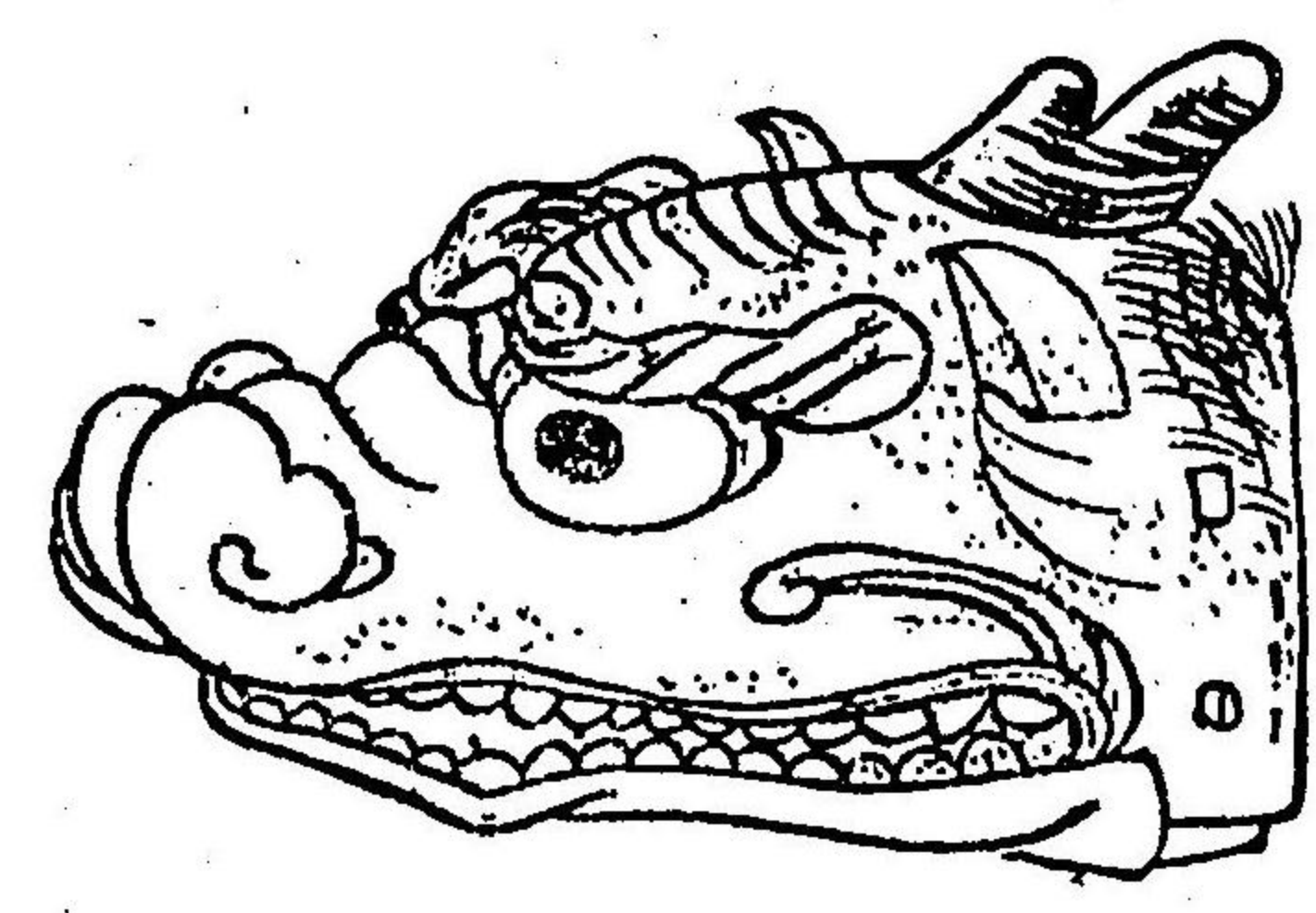
瓜水主社大明神御寶前
 奉安置獅子頭事

文安五年八辰十月日

大願主 中村街門亮文
 身時堂三太夫
 次株色願主

宮内重松末門
 貞時兵末尉

細又三位公全秀
 文明三年
 辰十月日



一尺五分

大般若經箱書附の縮寫、
 經箱深さ二寸二分、横一尺一
 寸五分、木ハ杉ホて木理いと

こまゝ
なる物
なり、經
を十卷
づゝ納
まゝれ
バ、合て
六十箱
あり、沙
門亮賢
と云、僧
至徳二
年九月
十一日
勸進を
始て、同
三年十
二月十
七日に
功終る

皇朝當秋四種者縁起不祥至迹跡辨
倚頼不明殆以欺信取陸且非舊貫
乃未代後、名又有得與與登る是凡記
之

一 清安元元遊事

且依元享四年六月日役天工米之時也官
盛村申狀案、自寶龜年中、至迹心米か
此以時課役不務仕、地、一、寶龜龜
光仁天皇降宇、天智孫、至干、至徳三、
乃六百餘歲、村、

一 割多かる田入野兩得奉寄遊大内務事

保安四年八月三日、神、至、信、成、人、申、狀、を、
始承久二、又、當、守、所、裁、判、可、載、二、丁、二、反、字、
之、保、保、あ、り、又、春、平、前、司、之、時、始、被、成、十、丁、
又、天、養、二、年、二、月、二、日、四、月、十、九、日、詐、人、債、利、取、
ホ、尸、狀、案、之、春、田、廿、四、丁、五、反、未、

是ハ二
百内七
秩の箱
れ底板
に書つ
けたり
至徳三
年ハ即
此箱を
作りし
時を

了由、初
百の内
十秩の
箱、小書
附たり
こて此
箱書附
に、古
雅な
事数々
あり、を
今ハ神
社に縁
あり、所
所をの
み、縮、寫
志、て、出
せ、る、な
り、

永久、鳥羽院降宇、堀川、至干、至徳三、又、西、二、万
七、十、四、奇、反、

一 始甘大水之名事

建長四年申狀案、大水、庄号、初、當、去、寛
弘、年、申、狀、之、寛、弘、一、條、院、法、字、田、虫、
高、一、又、而、三、百、八、十、余、斗、尔、奉、
ミ、ケ、ル、ト、リ、ん、タ、リ、

若尔、自、家、龜、之、又、廣、至、于、寛、弘、之、二
万、斗、之、又、自、家、寛、弘、之、又、甲、
久、之、又、之、高、一、二、万、斗、之、又、取、

一 大船の修補

建長五年、
自、建、長、五、年、之、高、一、二、万、斗、之、又、取、

是ハ二
百内八
秩の箱
此書附
あり、此
大水主
庄号の
説い、
が考、
し、當、
とハ此
箱を、
り、
徳三年
の事、

二百内
九秩の
書附を
り當時
神社の
御盛を
りし事
知ま大
り、

一 國司法津事 相記
 一 崇徳院法津 國司藤原經隆 正五位下行
 九兵衛督 弟月代國宗下總介
 次月代河内若月盛 長兼之 香
 一 藤原法津 國司藤原秀隆 兵衛佐七郎
 三位 叔内務頭俊盛 正五位
 正月廿二日位
 法津津 月代橘馬 正公盛 勤
 長安元 乙十月廿七日 甲
 次月津津 月代右衛門橘公清 勤
 乙盛 息男 仁 乙二年十月廿五日 紀
 自此以後 法津 多 記

一 當法代
 國司

是ハ二
百内十
秩の書
附をり

今社前
に古き
櫻樹數
株あり
ハ此櫻
にあり
りなり
るし

一 當社回祿事

一 前櫻木枯事
 嘉慶元年卯六月十五日始見少葉萎之
 後同八月上旬之比 已枯乾
 又此木根ヨリ萌事
 同二年辰七月之比 亦

この應永三年の棟札にて有しを、今所在を、文明天正六年天正五年棟札ハ今尚存セ

大水主社本宮御造立事代之記之

光建立嘉禎二年丁酉八月廿六日

再興貞和二年丙寅九月廿六日

再三應永元年甲戌八月八日

今建立應永卅一年甲辰八月晦日御遷宮

是ハ三百内四秩の書附あり

此書附小ても、當時神事の嚴重なりし事を想像せし、總官源盛政と云人ハ、三百内一秩、此書附小ハ、水主三郎左衛門尉源盛政と記セリ、

大水主社神人座配之事

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 九座大神人 | 九中座 | 右中座 | 右座大神人 |
| 一 藤茂吉 | 一 藤修吉 | 一 藤未貞 | 一 藤作道 |
| 二 藤依 | 二 藤依 | 二 藤成 | 二 藤吉 |
| 三 助支 | 三 助支 | 三 助支 | 三 助支 |
| 四 行松 | 四 行松 | 四 行松 | 四 行松 |
| 五 國安 | 五 國安 | 五 國安 | 五 國安 |
| 小神人 | 小神人 | 小神人 | 小神人 |
| 一 藤貞時 | 一 藤貞時 | 一 藤貞時 | 一 藤貞時 |
| 二 藤松吉 | 二 藤松吉 | 二 藤松吉 | 二 藤松吉 |
| 三 藤吉 | 三 藤吉 | 三 藤吉 | 三 藤吉 |
| 四 藤吉 | 四 藤吉 | 四 藤吉 | 四 藤吉 |
| 五 藤吉 | 五 藤吉 | 五 藤吉 | 五 藤吉 |
| 六 藤吉 | 六 藤吉 | 六 藤吉 | 六 藤吉 |
| 七 藤吉 | 七 藤吉 | 七 藤吉 | 七 藤吉 |

是ハ三百内六秩の書附あり

天安元年八月吉日

源盛政

誤まり、神名帳考證小、既く改て引ケリ、讚留靈記、附録小
 多和志度、舊名とあり、ウクテ志度浦の一名を、タマの
 浦と呼ふも、多和の轉語をらむと或人云、り、諸志度と
 改りし年歴ハ、さだウをらむと東大寺文書抄ハ、東
 勝光院庄園目錄小、讚岐國志度庄、正中二年三月日云
 云とあれバ、當時もヤ志度と改まりし事明々し、志度
 東末、西末、三ヶ村、此郷小属く、全讚史「此郷を建てて
 前山、奥山を多和郷と為り、地理をも辨へぬ誤りて、
 取らざ、今ハ三代物語、また寛永此國
 圖等此、正しき小據まり、現在を志あり、

志太張神社

延喜神名式云、讚岐國寒川郡小、志太張神社、太字一本

神社ハ、鴨部郷東山村下張と云、所小在、土人下張明神

と稱ふ、生駒記、三代物語廿四社名目、讚留靈記、附録式、社考等皆同じ、

社傳小云、天長元年六月勸請あり云々、是ハ社殿再興此

し、全讚史「極樂寺記云、天長元年四月、弘法大師奉勅、移
 石田極樂寺、於鴨部、以下張神、為鎮守、然未知何時始祠之
 矣、云々と
 あり、

祭神、天下春命、生駒記、廿四社、一座なり、此神ハ舊事記神天

本小見えて、八意思兼神兒とあり、古史傳六の神の祭下
 紀、太波流の例あり、此社、小、此社を引て、みれ志
 由あり、と云れと、り、

考證

させ、古證をな々れど、地名下張と云、錯ふ事あり

布勢神社

延喜神名式云、讚岐國寒川郡小、布勢神社、

神社ハ、石田郷石田、西村布勢と云、地小在、土人布勢宮

と云、生駒記云、石田村小有、今荒神の社あり、さるを此郷

此産土此八幡宮ありと、綱目式社考等同じ、管筆録小奉

又三代物語一ハ八幡宮也、云、了と非説なり、

光孝天皇時、瓶之、云々とも、云、了と非説なり、

社傳を志、全讚史ハ、極樂寺記云、天平時、行基菩薩立、薬師

祭神、大彦命式社、一座あり、姓氏録左京、皇別、小布勢朝臣阿

部朝臣同祖孝元天皇皇子大彦命之後也、と有小縁あり

又伏雷式社とも云、伏、字小よりて、さだうならん、又神名

式小布勢神社と云、ハ、國越中、出雲、備前、小見ゆ

考證

今此神社此所在を布勢とし云、バ混カひあし、然サレを郷内の

八幡宮ありと云、了説ハ、其證ウつてある事あり、

神前神社

延喜神名式云、讚岐國寒川郡小神前神社、

和名類聚鈔郷名部云、讚岐國寒川郡神埼如無佐本

神社ハ、神前郷神前村山崎と云、地に神前明神と云、有、是

なり、讚留靈記附録小、又郷内の産土此八幡宮ま、春日

社ま、遊良山の麓あり小社、生駒記云、同村の内、石井此

神八幡宮也ともいふ、一説遊良山の麓の小社ありとも

云、三代物語小、在遊良山云々、また全讚史ハ、在神前油良

山北、下云々、また大日記、一、など、説々あれど、皆誤あり、社傳不詳

祭神、岐神トコノカミ、まゝ猿田彦神サレノヒコノカミとも云イハ、目全讚史メゼンソウシ、さだらなら次、
 されど肥前國風土記ヒノノカミ、神埼郡カミサキノ、小昔者此郡有荒神往來之
 人多被殺害、纏向日代宮御宇、天皇巡狩之時、此神和平自
 爾以來、無更有悚、因曰神埼郡カミサキノ、云々、播磨風土記ハタリノ、賀古郡の
 毎年留行人之舟、於是往來之、と有、小よれハ、岐神と云、
 舟悉留、印南之、大津江オホツツノ、云々、
 縁あり、又神名式、小和泉國ワヅノ、日根、小神前神社カミサキノ、和泉志
 前、其外國々イハレノ、近江オホノ、小見也、

考證

神前郷小神前神社有、こと疑、あき事なすべけれど、此郷
 内、ふても、良うく區々に云り、されど山崎不在社ハ、土人

加うごも、明神と稱て混ひるし、寶曆九年、神社帳と云書
 に、神前村の内、山崎鎮守大明神、舊號神前神社と有、小て
 を知了、
 多和神社、

延喜神名式、云、讚岐國寒川郡、小多和神社、

三代實錄、云、元慶元年、三月四日、己授、讚岐國從五位、下

多和神從五位、上仁壽元年、正六位、上、小あり給ひて、其
 後從五位、下、小あり給へり、事、史、小見
 ざりハ、脱せり、なり、斯て、元慶元年、小從五位、上、小あり
 王給へり、
 永徳元年、追、小ハ、從二位、小ありたまへり、

和名類聚鈔、郷名部、云、讚岐國寒川郡、多和

神社ハ、志度郷志度村小在、多和八幡宮、これなり、土久三、

宮と稱ふ、是本國三宮ある處し、

讚留靈記附録小多和神社志度村多和志度旧名

とあり、又神名帳考證ハ、伊勢氏ハ隨筆と云書を引て、此社四國ノ内ニテ、三社ノ御社ト稱ス云々と有ハ、本國三

宮ある事を聞ひがめて云了説をらむ、四國の内小て三社の御社ト云了事ハ、いふある六とに、甚いぶ、

阿野郡白峯寺所蔵ハ、保元二年此祈願札と云了もの

三宮と記セるハ、當社をさせたからむかし、尚田村神社大水、上神社

等の条下を、或ハ長尾郷前山村ある、太田尾明神社あり

と云、生駒記小前山村、まゝ式社考ユハ、大多尾村俗ニ大ダヲト云、とあり、又石田郷内小有

と云、三代物語小石田村、又式社考小ハ、石田村前山ニアリとも見ゆ共小非説なり、

社傳小云、神代小速秋津姫尊多和郷比渚小來まゝ、此

水門ハ、甚深くて、よき須美戸ありと宣ひて、鎮座了を、後

世小郷名を以て、多和神社と稱奉りて、云々、然了に寛平

元年小、八幡大神を、相殿小勸請奉りて、土人多和八幡宮

と稱へて、産土神と崇奉きり云々、全讚史小極樂寺記云、延喜八年夏四月多和

社立、是蓋謂、列了、官社也とあり、

祭神、速秋津姫尊、社傳廿四社名目、一座と次、然を古余曾

多本毗賣、まゝ手置帆負命、社考、或ハ大田田根子命、或ハ

ど云了ハ、皆太田尾明神の社號小つきて云了祭神小て

太田尾或ハ田尾と云小、似よりたるを抄出て、附會セ了

それなきバ、謬誤と為べし、相殿神ハ、八幡大神、天照大神、日本武尊

足仲彦、天皇、息長足、等モ、應て六座なり、

考證

多和郷小多和神社有_レこと、此郡内神前郷小神前神社有_レと全く同じ、故異論ハな_レ事なれど、中古郷名志度と改_レりし上、神社の相殿小八幡大神を祀_レてより、土人多和八幡宮、或ハたゞに八幡宮と此_レと稱_レ來_レきたる故、既小舊號ハ廢_レりて、多和神社ハ先廢社の如く、世間_ニ知_レ人_ニを_レく_レなりし_レを、元文寛保の年間より、官社_ニ貴_レき事_ニを_レ加_レつ_レ知_レや_レあり來_レし_レに、改_レ記_レさ_レま_レほ_レしく思_レふ人の出來_レて、當時長尾郷前山村の太田尾と云_レ地_ニ小_レ社有_レを、土人太田尾明神、或ハ田尾明神と云_レに依_レて官

社の多和神社を、此小社小元_レと_レそのを_レめ_レり、されど郡内小多和郷あり、小多和神社の間遠_キ、長尾郷内小有_レ座_ニき_レを_レ此_レハ、地理を考_レ合_レて辨_レふ_レべき事_ニぞ、諸本國此官社に、郷名を社號小負_レつ_レ、六座ありに、多和神社_ニ其_レ一_レ小_レぞ有_レ、如此て已_レ、春が家_ニハ、代々大神宮、太麻を、外官此權、禰直岡田大夫家より、い_レづ_レき來_レきたる_レ、此岡田大夫家小傳_ニきたる、古き御被賦帳と云_レ、そのい_レわ_レが志度浦の段_ニ小_レた_レの神_ニま_レど_レの、と有_レが即_レわ_レが奉仕_レ此神社の、多和神社あり事の證_ニとも云_レ、べきあり、いと虫_バとたりを、其儘摹寫_レ志_レ次_ニ小載_レたり、

岡田大夫家傳來御被賦帳寫、是、本文小云、了、御被賦帳
 より云、來まじ事あり、その令度再答ヲ注スルニ依テ
 岡田大夫家、古來相傳ル御被賦帳ヲ、勘出スルニ、永祿
 頃ノ日記ニハ、見ル所ナレ、其後ニカ年号ナキ、古帳ノ
 内ニ、淡武右衛門との、く大夫との、またとの、市部
 を、傍との、たの、津主との、政所との、安右衛門との、生
 とありとの、甚三郎との、志不次、与惣を、傍との、の、後、ま
 きとの、ト序テ載セタリ、古へ濱上稱ヤシ地ニ、多和
 神社在リシト證トスバキカ、貴家奉仕ノ八幡社、此帳
 ト符合セバ、又何ヲカ云ハム云々、此濱と云、了地、ヤ
 了、た、目と有、同所、よ、今、の、志、度、寺、の、境、内、に、あ、り
 て、多和八幡宮、寛永二十一年以前、の、御田、地、り、ハ、有、り
 り、り、く、て、志、度、と、郷、名、の、改、り、し、よ、り、多、和、ハ、神、社、の、あ
 り、邊、の、小、地、名、小、殘、り、し、も、た、目、の、浦、の、轉、語、あ、ら、む、と、或
 名、を、玉、此、浦、と、い、へ、る、も、た、目、の、浦、の、轉、語、あ、ら、む、と、或
 人、の、云、了、も、了、事、あり、郷、名、此、後、世、改、り、し、事、の、ま、り
 あり、内、郡、内、富、田、郷、も、和、名、抄、マ、ハ、難、破、と、有、グ、中、古、に
 あり、た、ま、り、し、の、ぞ、り、し、

に 溪

む じ り せ 外 村

あ ま の ち づ ち

た り の

あ ま の ち づ ち

あ ま の ち づ ち



神社ハ、石田郷石田東村葦神と云、所不在、土人葦神大

明神と稱り、池の堤の西小山北上、有、全讚史云、在、石田

村葦神、池、西、山、上、綱目云、往、古、東ノ高山ノ上ニ有シニ、往

還ノ乘馬ヲ谷ノ給フニ、仍、今ノ官地ニ移スト云ヘリ

云々、神名帳考證云、今寒川郡ノ村民ハ、大葦彦神社ヲ一

宮ト稱シ、猿田彦ヲ祭ルト云、敢テ實記アルニモ非ズ、宮

中ニ靈泉アリ、常ニ覆ヒテ見ルコトヲ許サズ、往年散立

ト云、儒者杖ニテ探リシニ、忽、盲目ニナリタリトテ、弥人

畏レヲ為ト也、云々といへるハ、一、官田村神社の事ある

を、此社の祭神を、水靈ありと云、説もあれバ、誤り傳て、此

社の事とせしむ、地理を知られざる故なり、

社傳分明なら、次、全讚史ニ、極樂寺記云、延喜八年夏四月、

祭神未詳、あるひハ素盞鳴尊素盞鳴尊、廿四社考ハ、素盞鳴尊、奉、祭

之、男、命、小、由、る、或、人、云、大、葦、彦、と、稱、セ、る、即、祭、神、の、名、小

き、う、と、見、ゆ、

と云、又、水、靈、を、祀、す、社

考、小、祭、神、水、靈、郡、名、寒、川、因、此、神、在、欵、云、々、

考證

別、小、無、證、と、雖、神、社、あ、る、邊、を、葦、神、と、云、を、錯、ち、し、又、社、地

よ、り、西、方、小、御、田、神、戸、と、云、地、あ、り、是、古、の、祭、田、也、と、云、り

三、木、郡、寒、川、郡、の、西、隣、了、和、名、抄、小、三、木、と、有、て、訓、註、を

本、靈、異、記、小、美、貴、小、作、了、所、属、此、郷、ハ、八、郷、小、て、和、名、抄、と、同、じ、

井、戸、和、名、抄、小、井、門、井、乃、倍、と、あ、る、ハ、い、々、一、郡、内

同、稱、の、郷、名、あ、る、事、疑、ハ、し、今、井、戸、小、作、て、井、ト、し

志、太、張、神、社、の、祭、神、天、下、春、命、あり、と、云、了、と、同、じ、され

て、義、ハ、正、字、よ、り、て、上、古、葦、を、造、り、始、し、功、あり、し、を、稱

申、あ、り、神、號、を、ら、む、ハ、三、木、郡、水、上、郷、小、小、葦

村、と、云、有、て、其、處、に、小、葦、推、現、と、云、社、を、あ、り、素、盞、鳴、尊、と

ハ、別、神、を、ら、む、を、亦、知、る、が、ら、次、と、云、又、水、靈、を、祀、す、社

考、小、祭、神、水、靈、郡、名、寒、川、因、此、神、在、欵、云、々、

唱へ、井上の訓註の混ひたる事志し、所屬此村々
 井戸、東奥山、東鹿庭、三ヶ村あり、全讚史、白輪、熊田、高
 木、廣野、津柳、中山等、小地名、高岡、同抄、高岡多加乎
 を、村名として載たると誤也、高岡、多とあり、下比多、字
 加の誤、事志し、今崗、字を岡と作て、夕カ、カ
 と唱り、上高岡、下高岡、西奥山、西鹿庭、を、四ヶ村、此
 郷ニ屬く、全讚史、鳥打、白山、三條、四條、鍛冶屋、山、
 大寺等の、小地名を、村名として載たると誤也、氷上
 同抄、氷上比加美と有て、今も志るべり、氷上、東、小
 義、東朝倉、三ヶ村、此郷小屬く、全讚史、丸岡、吉谷、足、
 打、を、村名として、田中、同抄、田中多奈加とありて、今
 隷、三ヶ村、此郷、井上、同抄、井上乃倍と有て、今も同
 郷小屬く、全讚史、藤田の、池戸、あり、今邊、字を、戸小作
 地名を載て、四ヶ村と、池戸、あり、今邊、字を、戸小作
 て、イケノベ、又イケノウへとも唱り、池戸一村、
 此郷小つく、全讚史、深谷と云、小地名を載、
 武例無禮とあり、今ハ字を牟禮と改て、原、同抄、
 唱り、牟禮、大町、二ヶ村、此郷小つく、原、同抄、

和爾賀波神社

延喜神名式云讚岐國三木郡一座 和爾賀波神社

神社ハ井戸郷井戸村小あり、和爾賀波八幡宮これなり

式社考云在井戸村云々廿四社 然るに高岡郷下高岡村

名目云井戸八幡宮ト云云々 波神社云々高岡一郷社祀之云

に在石清水八幡宮と云 三代物語云四條八幡宮和爾賀

云々と神社考云下高岡村ノ氏神也ト云 又同村白山權

現社と云 生駒記才之綱目等不、下、又井上郷内小有、大、日

本云在井上村又上井戸村亦有皆臨川云々、いま井上村
 藤田と云地に引官といふありて土人ハ式内社と云り

めきど、今原の一字小作ら、後世此誤也、大内、郡
 丹生野の如く、三字小作ら、亦同じ、郷名此二字あり
 事ハ、延喜民部式不見え、御制あり、原一村、此郷
 につく、全讚史、濱村と云、を載たると、小地名あり、

と云へど、皆分明ならず。

社傳小云、上古海神豐玉姬命由縁ありて、鰐魚小駕給ひ、

此社邊の川を逆上り來まし、此處を基よき居處と宣ひ

て鎮座を、夫より郷名を井戸と云、川名を鰐川と云て、即

此神社をも、和爾賀波社とハ稱すを、貞觀年中に、

ハ幡大神を、相殿小拜祀しより、和爾賀波ハ幡宮とハ稱

奉せり云々、全讚史小、土人口碑云、海童之長女兼來、千

地、曰、浦生、遂化鰐魚、隨流游而至此、四條因號其地、曰、鰐河、立

祠奉之、謂鰐河神社云々、極樂寺記、曰、延喜八年夏四月、立

高岡ハ幡今考之、原豐玉姬為主、延喜時、以ハ幡神配之也、
と有ハ忘説なれど、さばか、捨難くて、此處ハ載より、
祭神、豐玉姬命、社傳及讚留靈記、附録式、一座、相殿、神ハ幡、
社考ハ、玉依姬命と次、

太神、息長足姫尊、三座なり、

考證

此神社ハ、如此區々なる内、白山權現と云ひ、或ハ井上村

に在、と云、ちどハ、論ふも足ぬ非説あるが、高岡ハ幡宮

と、井戸ハ幡宮とハ、いづきに證ありやと云、ハ兩社共に

慥なる事ハ、あらざれど、高岡郷あるハ、石清水ハ幡宮と、

寶曆神社帳小も有て、正志ハ幡大神をのこ祀きたる由

なり、全讚史の説ハ、井戸郷あるハ、祭神豐玉姬命小て、相

殿小ハ幡大神座より小て、其上いささけ證あり、そ

ハ上小出せ、社傳の趣と、肥前國風土記、佐嘉小郡、西有、

川名曰佐嘉川云々此川上有石神名曰世田姬海神魚謂鱧

年常逆流潛上到此神所海底小魚多相從之云々註の三

田久老神主此校合本よハ年常の下よあれどト部方主

と有とを考合てよ此海神は鱧魚をよしハ古事記小

豐玉毘賣命云々の段化八尋和邇而匍匐委蛇まよ日本

書紀同小豐玉姬化為八尋大熊罴匍匐委蛇とあり小て

知登し如斯て此神社の東方を流る所謂和爾川の川

上寒川郡長尾郷名村小石神と云地ありていとむ大

石あり又石神權現と云社をあれハ彼風土記の古傳と

此社傳とを熟考る所小を上古肥前國佐嘉川此如

く此川を海神は逆上りて彼石神の所へ往來せし事此

時々有しを故縁ありて此井戸郷小其靈を齋祀し小や

あらむされハ此井戸郷小在を和爾賀波神社と以定む

登まら諸も此川を近年までも和爾川と云へりし事ハ

長尾東村寶藏院の舊記寶曆八年小井戸村和爾川筋

と有よ志を聞り大日記小和爾賀波神社在

山田郡三木郡の西小隣る和名抄小山田夜未太と有て

十一郷と次かくて小豆島

豐嶋の二嶋此郡小隸り

植田和名抄小植田宇惠多とあり今殖字を植と作て

池田同抄小池田伊多と有て今も同じ池

高野を菅澤と改め載たる坂本サカモトと有を今本字を元と改たれど唱ハ同じ坂元一村此郷小つく全讚ソク十川トウカ同史小南龜田と南小村と云を此郷小隸たりトク小藤甲曾加波と有を今十川小改て尚ソガハと唱り東十川西十川南龜田三ヶ村此郷小つく三谷ミヤ同同抄小三谷美多爾と有て今も同じ三谷一村此郷小属く全讚史に通谷鎌野の小地名を載て又高野原と有も池田郷の林ハヤシ同抄小拜師波夜之と有を今林の一高野なるべし林字小改此事の誤ある由ハ上云るガ如し上林下林ニ田井タノイ同抄小田中と有て訓註をカケ村此郷小つく田井タノイ是ハ田井の誤ある事云るし今郷内小田中と云村名ハ無て上田井下田井と云村名のあまきバあり上田井下田井六條三ヶ村此郷小属く全讚史小山崎富岡トヨノ元山ノ同抄小本山毛止夜萬とを載たるとハいろバあり元山ノあり今本字を元小改む東元山西元山山崎春日富岡トヨノ総て五ヶ村此郷小属く全讚史小久本友久あどの小地名を載とるハ誤あり前田マエノ同抄小官所美也止古路と有是なり今西前田村の内ウチハミヤドナと云小地名有六ハ旧名の残り

ちらむ東前田西前田小村高松タカノ同抄小高松多加萬都北龜田四ヶ村此郷小属く高松タカノ同抄小高松多加萬都高松新田東瀧元三ヶ村此郷小つく全讚ソク木太キタ同抄に史小歸來津村屋島の小地名を載たり喜多キタ有を今ハ木太小作る上古ハ入江郷と云しとぞ木太夷村西瀧元三ヶ村此郷小つく全讚史小庵治アヂを此郷内の村名小載たれと寛永國圖三代物語等庵治アヂ此郷に一郷小建たると従へり現在もまらる庵治アヂ此郷抄小載ハ地形を考る小當時ハ三木郡牟禮郷に属ツケアヂと唱り陸村濱村ニヶ村此郷小つく

此郡内小官社ハ在ねど郡郷を出せる序シ不記置シあり

香川郡カガハ山田郡比西小隣る和名抄小香川介加波と有て今ハ香川郡東香川郡西と改む續日本後紀三代實録等に香河小作所属の郷総て十四郷小て和名抄とあハ次二郷ハ後世小分てると見たり又女木島男木島直島等此郡小属く斯て高松府ハ此郡内小有安原ヤスハラ和名抄小見之ず當時井原イハラと小隸しとされど郡内小て山中ヤマノハあまきと甚廣き郷をまバハク

かあらむ、所属の村々、安原上、安原下、川内原、東谷、
 了四ヶ村あり、全讚史小ハ、此四ヶ村を、由佐郷所属と
 するハ、誤、由佐、同抄小、井原井乃波良とある是、
 たり、由佐、同抄小、改む、されど寛永、國圖小、井原郷云々
 とあれバ、由佐小改、さるハ、いさく後此事あり、由佐、
 吉光、池内、西庄、横井、川東上、川東下、総てハ、ヶ村、
 此郷小、
 属、大野、同抄小、大野於保乃と有、て今も同じ、大野、
 鹿、百、
 合、同抄小、百相毛、毛奈美とあれど、今ハ字を百合と
 改、て、モ、マ、ヒと唱、り、百合、出作、二ヶ村、此郷小、
 多、
 肥、同抄小、多配、多倍とあれど、今配、字を肥と改、て、
 夕、ヒ、
 の似、さるより、誤、さるむ、とさも有、マ、し、然、
 寛、永、
 國圖小ハ、多配、郷云々、有、小、嘉元、御領、目録小、
 多、肥、郷、
 云々、とあり、是ハ、誤、字、さるハ、
 肥、小、誤、さる事、の例、ち、上、多、肥、下、多、肥、
 二ヶ村、此郷小、
 つ、太田、同抄小、大田、於保多とあれど、大、
 宇、今、太、
 小、笑、原、乃波、良とあれど、今ハ、箕、に改、む、
 所、属、此、村、々、東、
 濱、西、濱、宮、脇、上、村、中、村、今、里、福、岡、七、ヶ、村、
 あり、以上七郷

欠

MISSING

五位、下小叙され給へる小、此貞觀三年小、從五位上と見
たるハ、上の水主神社の条下小引、如く、文德實錄小
仁壽元年正月庚子詔、天下諸神、不論有位無位、叙正六位
上と有れを、當時更小一階を増して、從五位上小叙し給
ひし事明かり、又元慶元年より以前小、正四位下を授奉
まゝる事の見えざるハ、史小脱せるを、らくて元慶元年
小、正四位上小叙され、事ハ、國史小見、れば、當時より
諸神進階六度目の建仁元年小、極位小昇り給へり、さ
れば、次小出せる、千手堂神名帳小、正一位田村大明神と
載せ、まゝ今寶庫小勅額と云傳、る古額二面ありて、共小
正一位田村大明神と彫付たり、其内一面は裏小、私安七
年歲次甲申七月日、社司云々、と見、る小、もさまゝとげを
し、又今少し古き方を、弘法大師此筆と云、るハ、甚く誤り
傳、たるものなり、尚次小圖を出せる所小、もいふ處し、

朝野群載云、神祇官謹奏云々、坐讚岐國田村神云々、社司

等依遇穢神事崇給云々、文をい、く省きて引、り、全文
ハ、大、麻、神社の条下、載、たり、

永萬記云、神祇官御年貢進社事、南海道讚岐國一宮云々、

五位、下、小叙され給へる。此貞觀三年、從五位上と見
たるハ、上の水主神社の条、下、小叙、有、如、文德實錄、小
仁壽元年正月庚子詔、天下諸神、不論有位無位、叙正六位
上、と有れ、當時更、小一階を増して、從五位上、小叙し給
ひし事明かり、又元慶元年より以前、正四位下を授奉
きたる事の見えざるハ、史小脱せるをらむ、らくて元慶元年
小正四位上、小叙され、事ハ、國史小見、され、當時より
諸神進階六度目の、建仁元年、極位小昇り給へり、さ
れば、次、小出せる、千手堂神名帳、正一位田村大明神と
載せ、まゝ今寶庫、勅額と云傳、る古額、二面ありて、共小
正一位田村大明神と彫付たり、其内一面、裏小、私安七
年、歲次甲申七月日、社司云々、と見、る、小、さ、ま、と、げ、を
し、又、今、少、し、古、き、方、を、私、法、大、師、此、筆、と、云、る、ハ、甚、く、誤、り
傳、たる、もの、を、り、尚、次、小、圖、を、出、せる、所、小、も、い、ふ、處、し、
朝野群載云、神祇官謹奏云々、坐讚岐國田村神云々、社司
等依遇穢神事崇給云々、
ハ、文、を、い、く、省、きて、引、り、全、文、
ハ、大、麻、神、社、の、条、下、に、載、り、た、り、
永萬記云、神祇官御年貢進社事、南海道讚岐國一宮云々、

尹暹法師、博一、万才進、奥書に、永萬元年六月日とあり、一宮と比し有まじ、田村神社ある事あるし、

清瀧宮神名帳云、田村大明神、讚岐國香川郡、奥書小、以永

云々、有、清瀧宮ハ山城國あり、

藥師堂神名帳云、讚岐國田村大社大明神、奥書小、文龜二年正月八日と

見ゆ、元本ハ、紀伊國名草郡弘西村感通寺小ありとぞ、

千手堂神名帳云、讚岐國御坐正一位田村大明神、奥書

大日本國一宮記云、田村社、猿田彦神讚岐香川郡、諸國一宮神名帳と云、書

に、田村社讚岐國と有ハ、此一宮記の元本あらむと或人いへり、

舊事大成經神社本紀云、狹貫國田村神社、高丘宮天皇時、

天隱山大神與兒天五田根大神至此國、栖此祠為治國業、

乎、令天五田根大神以有分國之功、鎮坐於此祠而歸元仙、

宮、三代物語小、舊事大成經云、天隱山神、姫始、在熊野、後徒狹貫、在田村社、曰一宮大明神、と有ハ、本文を省るる文

又一本おど、不如此有、かくて此書ハ信ッた、まを此なき、此条下ハ、古傳小よりて書るなりむ、と思はる、

引るなき、

大同類聚方隅噓部云、鏡藥讚岐國香川郡田村神社、傳方

元者猿田彦神劑、國人讚岐臣網持傘木山仁詣神現

傳受、隅噓子治、仁天神妙也云々、民多加良、保止豆良水

煎服之、是も上引る、大成經と同く、もててハ倍難、

引り、ついで、云、傘木山い、ま何處ともさだか、をり

神社ハ、大野郷一宮村小在、府志云、有、香東郡大野郷、去

府、二里云々、三代物語云、在

一、宮村、舊名 國人田村大社、上小出せる、藥師堂神名帳

九一、宮大明神と稱ふ、即本國一宮なり、大明神、神級正

一位云々、また廿四社考云、當國一宮也、神級正一位、奉稱、

田村定水云々、また當社小傳、多壁書小ハ、一宮田村大社

と記、白峯寺保元祈願札小、當國之鎮守、田村太水主等、二

宮三宮云々、一宮を云ハざるハ、田村と出セハ畧ルるを

神社をらむ、尚彼条下を見マシ、三代實錄小、元慶元年三

月四日乙巳、授讚岐國正四位、下田村神正四位上、正五位

下大水神正五位上、從五位下、多和神從五位上、と見えて、

此三社同日小授位の有シハ、縁ありげ小聞えたり、され

ど是ハ、こゝろ、まゝ、寒川郡志度寺此所藏、阿一蘓生記小

ハ、當國鎮守奉始、一宮二宮云々、田村と見えざるハ、とあ

まハ、保元の年間以降ハ、既小一宮と稱志し事志るし、永

萬

記小、一宮と有ハ、即ち當

社のおとし知る筈、

社傳小云、和銅二年、勸請あり、

大玉藻集小、元明天皇和銅二年、於讚岐國香川郡大野郷、

始、建正一位田村定水、一宮大明神社、まゝ三代物語云、一

宮田村定水大明神、元明帝和同二年、癸之云々、造神殿、於

深淵上、古今無視其淵者、矣、烏蛇多長四五尺、俗謂之神龍、

也云々、まゝ全讚史小、田村社者云々、古來此地、所社祭、南

和銅二年、就為一宮也、といハるハ例の推量説なり、

海通記小、問巷ノ説ニ曰、此地往古ハ川淵也、水神在、テ邑

里ノ不淨ヲ咎メ、其崇在、事酷シ、故ニ其淵ヲ清淨ニメ、水

中ニ筏ヲ浮ベ、其浮橋ニ社ヲ造リ、供物ヲ饌ヘテ祭祀ヲ

拜奠ス、是其初也ト云リ、後世ヲ經テ天子ヨリ、神号ヲ賜

リ云、國中ノ一宮トス云々、問巷の説といハいハど、深ミ縁

ありげなり、猶祭神の条下小

云、至、また全讚史、古老云、一宮定水大明神者、水主明神之妹、王也、名、倭迹稚屋姫命、有罪流于讚岐、着岸於香西、求居、東南行、云々、至今、社地、而飢且勞矣、會、有秋、秋、女、獻、命、食、之、腹痛、甚、苦、侍、女、欲、上、水、而、無、器、乃、以、袂、汲、水、以、獻、之、一、飲、乃、氣、獲、矣、因、稱、其、水、曰、袂、井、此、水、冬、夏、不、涸、既、田、數、百、畝、命、乃、上、居、於、其、地、而、命、薨、漬、棺、於、水、以、葬、京、報、名、其、水、曰、定、水、今、祠、宮、下、井、是、也、と、有、ハ、水、主、神、社、和、贊、等、の、訛、傳、と、ハ、ま、き、こ、え、と、れ、ど、さ、り、が、小、捨、ガ、と、く、て、此、處、に、載、た、り、斯、て、和、銅、二、年、の、勸、請、と、云、る、ハ、い、の、い、是、ハ、社、殿、再、興、の、事、を、傳、へ、誤、き、る、あ、ら、む、か、し、

祭神、倭迹、日百襲姫命、社傳、替筆、録、三代、物語、等、同、式、云々、生駒記、全讚史、また、水、五十狹芥彦命、社傳、全讚史、等、ヨ、大明神、和贊、等、も、同、じ、

ハ、吉備津彦命、亦、名、狹芥彦命、云々、と、あり、百襲姫命、の、同、母、弟、稚屋姫命、の、同、母、兄、なり、二座、宮、中、上、

天五十田根命、天隱山命、舊事大成、經、猿田彦神、一宮、記、神、名、帳、頭、註、

また、玉藻集、生駒記、式、三座、宮、中、下、座、を、登、て、五座、と、次、然、る、社、考、全讚史、等、皆、同、じ、

名式、ヨ、ハ、香川、郡、一、座、田村、神社、と、有、バ、五座、を、總、て、一、座、と、せ、り、う、い、ぶ、く、し、譬、バ、同、式、伊勢、國、大神、宮、三座、相殿、坐、神、二座、並、大云々、と、有、を、延曆、儀、式、帳、小、天照、坐、堅、太、神、云、云、同、殿、坐、神、二座、坐、左、方、稱、天、手、加、影、神、云々、坐、右、方、稱、萬、

幡、豐、秋、津、姫、命、也、云々、と、有、小、よ、れ、バ、三座、ハ、三神、を、指、て、申、せ、る、な、ま、ま、バ、一、座、と、あ、ま、バ、假、令、相、殿、小、ハ、數、神、坐、と、も、

其、内、ハ、主、宰、の、一、神、を、指、て、申、せ、る、を、れ、バ、此、田、村、神、社、ハ、五、座、の、内、何、の、神、ガ、官、社、小、ハ、預、り、給、る、を、ら、む、今、ハ、分、明、

あ、ら、斯、て、祭、神、百、襲、姫、命、と、傳、た、る、ハ、既、小、水、主、神、社、祭、神、

此、条、下、小、云、る、ガ、如、く、如、何、を、れ、ど、も、又、捨、が、た、し、又、猿、田、

彦、命、ハ、何、の、縁、有、て、祀、る、小、々、さ、だ、か、あ、ら、び、又、五、十、田、

根、命、天、隱、山、命、と、云、れ、ハ、大、成、經、の、傳、小、て、信、難、さ、を、此、を、

ま、ど、か、ら、古、傳、乃、有、て、記、せ、る、あ、ら、む、久、と、思、ハ、教、上、

神、體、も、正、し、く、宮、中、小、坐、バ、中、々、小、捨、難、く、な、む、爰、小、ト、部、

方主が記小云、田村神ハ水神と云、又中古社號を定水と云、又神殿を深淵の上小造るちと云て、水小縁ある神と思、バ、古事記小所謂深淵之水夜禮花神を祭るをらむと云、久又云、水主神社の祭神を、湍美豆奴神をらむと思ハ、此と考合するに、彼社の和贄、水主神と田村神とを御らからと云、ちも、もと此兩神の親縁あるを、彼和命主神を、水徳自在の命とて、云々しあるも、古傳の有し故あるを、贄ハ湍美豆奴神ハ、水夜禮花神の御子なるを、御兄弟とい傳、誤るあらむされ、バ、田村神ハ大社の列、水主神は小社の列、此を是る事あり、又此田村社の邊、小黒蛇の多く住ると云、

え、水夜禮花神の外祖父、湍迦美神あるにも由縁有げ也、ちど尚委細記せり、されど是ハ皆試小云、了説をま、バ、此田村神社の祭神、實ハかろうく小、定難き事よぞ有、ル、

考證

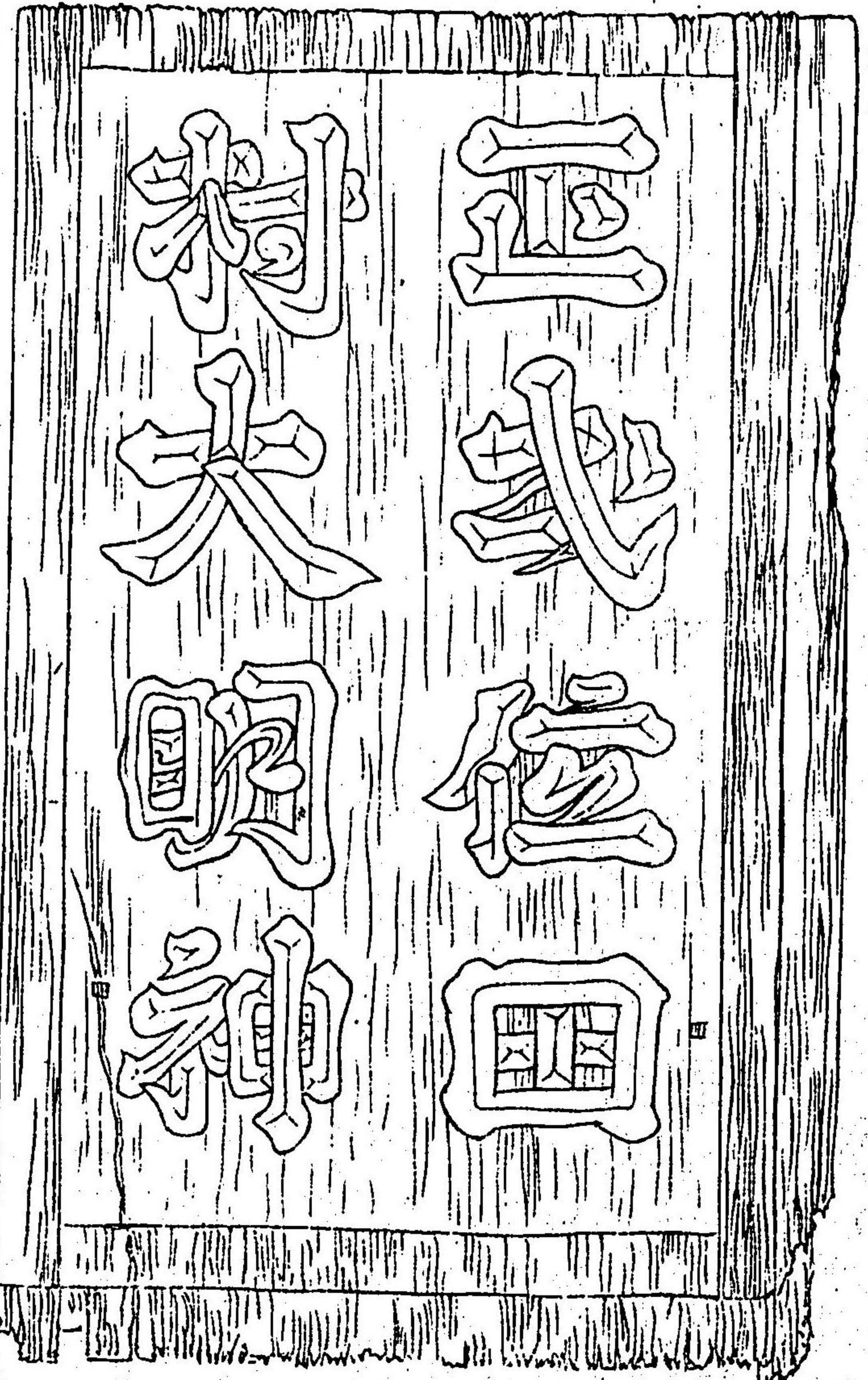
此神社の所在を、古、田村と云、しより、即社號を田村と稱志くを、後ハ此神社を、本國の一宮と定め、いと、田村名をそ一宮とい改、た、る、え、此、ち、嘉元御領目録ハ、一ノ宮云云と有、ハ、村名あり、社の事、不ハ、あ如此、て、古今異説あり、事あり、私安七年、此額、小、正弋位、田村大明神とあり、又長祿四年の壁書、小、一宮、田村大社と有、ふ、て、當時、既、小、正、一、位、此、神、階、ち、る、事、ち、大、社

と稱し事をえ知る廢し、偕天正年中、社頭兵火、火小か
りて、舊記寶物等、燒失、こりといふども、今尚存りたるを
此、古徴小元、べきを次に出せり、

額、形圖此如し、縁ハあれども、後世小補ひ、そのあり、
ど甚美し、承應二年、此社、物帳、小、弘法、大師、御筆、額と有ハ、
俗傳、此ま、此に記、せ、る、を、此、と見、え、て、い、こ、じ、
き、誤、り、空、海ハ、承、和、二、年、小、寂、せ、る、を、
や、其、承、和、二、年、を、より、十、四、年、を、



經て、嘉祥二年、小、始、て、從、五、位、下、を、授、奉、し、事、ハ、上、又、引、
る、ガ、如、く、續、日、本、後、紀、小、見、之、こ、り、偕、此、嘉、祥、二、年、より、
次、々、加、階、の、事、見、之、遂、小、元、慶、元、年、小、至、り、て、正、四、位、上、
を、授、奉、さ、る、事、三、代、實、録、小、見、之、て、其、後、此、加、級、の、事、ハ、
國、史、小、ハ、載、せ、ば、い、こ、も、次、を、私、安、七、年、の、額、ま、
た、を、昇、進、し、給、ひ、し、事、ハ、弘、安、七、年、より、
事、ハ、弘、安、七、年、より、
安、七、年、より、
や、り、前、
の、事、と、
知、る、し、
尚、上、の、
神、階、の、
奈、下、を、
考、合、べ、
し、



同、縁あり社傳ふ、後宇多天皇此勅額と云く、裏小弘
安七年甲申七月日社司云々と有て、社司の下敷字

詳あらざれば、朽たれど、あら小ハ、全く削
あら小ハ、全く削
またなるさ
案ふに
社司此
姓名を
と此有
とのを
勅額と
せむハ、如何と疑ふ者も有べし、これを思ひて削
たるを此う、こゝ當時の社司と、姓名此違ひ、これハ削
除たるハ、いさ所業小なむ、



壁書、字ハ、盡く彫つけ、り、長祿の管領、細川右京大夫
勝元の掲、この物にて、神官供僧ど
その、勤仕此嚴重なる事を知至し、

讃岐國一宮田村大社壁書事

- 一 毎日御供無退將加増分共以己刻以前可俗之
- 一 若致無沙汰於當番之輩者就註進之又名可
- 一 處罪科事
- 一 社領沽却事買人云買人云共以可處罪科事
- 一 神官等一跡相續之外若候子等段歩不可讓之
- 一 緞帷為安子無器用者可伺之
- 一 供僧職一跡相續之仁林外段歩不可讓別人兼

為身予分無器用同伺之事

一神事并諸誦會於社頭勤行之次每夜之燈明自本社至末社無懈怠可致其沙汰若有無沙汰之輩者就註進可處罪科事

一每月上旬下旬當番之間兩官致別火精進潔濟不相交自餘之族而可令程候社頭若有不法之儀者就註進可處罪科事

一神子供僧等當番之時不去社頭可致掃除於懈怠之輩者不及註進可處罪科事

一供僧等各於坊舍攝持佛堂朝暮致勤行可抽國家安全之祈禱於不持戒之輩者速可令退出社家

一於步... 有任先... 自指子... 勤...

一每年三月... 拜... 兩官... 神...

一供僧等... 同於... 神...

一者為... 三... 者...

一社頭... 神官... 供僧...

一... 行... 輩者...

一伐取... 罪... 彼官人...

一余願... 令... 有違...

一則可... 嚴...

一...

一...

一、附社家奉行社領之事以下兩官神官供僧等
就社人不可致訶語若雖有遠背之族不可及
許各事

一、就社領取役等事不伺之外不可相懸之事

一、於社家社邊盜族等至伴人有不及是非雖為甲

乙所人有令許各之軍者可為同罪之上者一切
不可道其各事

一、社壁書令女置實前兩官供僧神官等守堅可
守法而事

右于奈々之旨不可有緩怠之儀去吉所三年
女留女或入道此女等雖申以汰於奈々

報者也於自令已後有遠犯之輩者守讀
社家奉行致談各以女名人令註進之時就及之非
重可有成敗仍壁書如件

奉行安富城後入道智安

社家奉行安富城守益長

社家奉行林奈河八重

社家奉行安富城守益長

長祿四年十二月

右京大夫源朝臣



前かゝる壁書此年跡姓名等を石化墨小て楳たす也

長祿四年十二月日

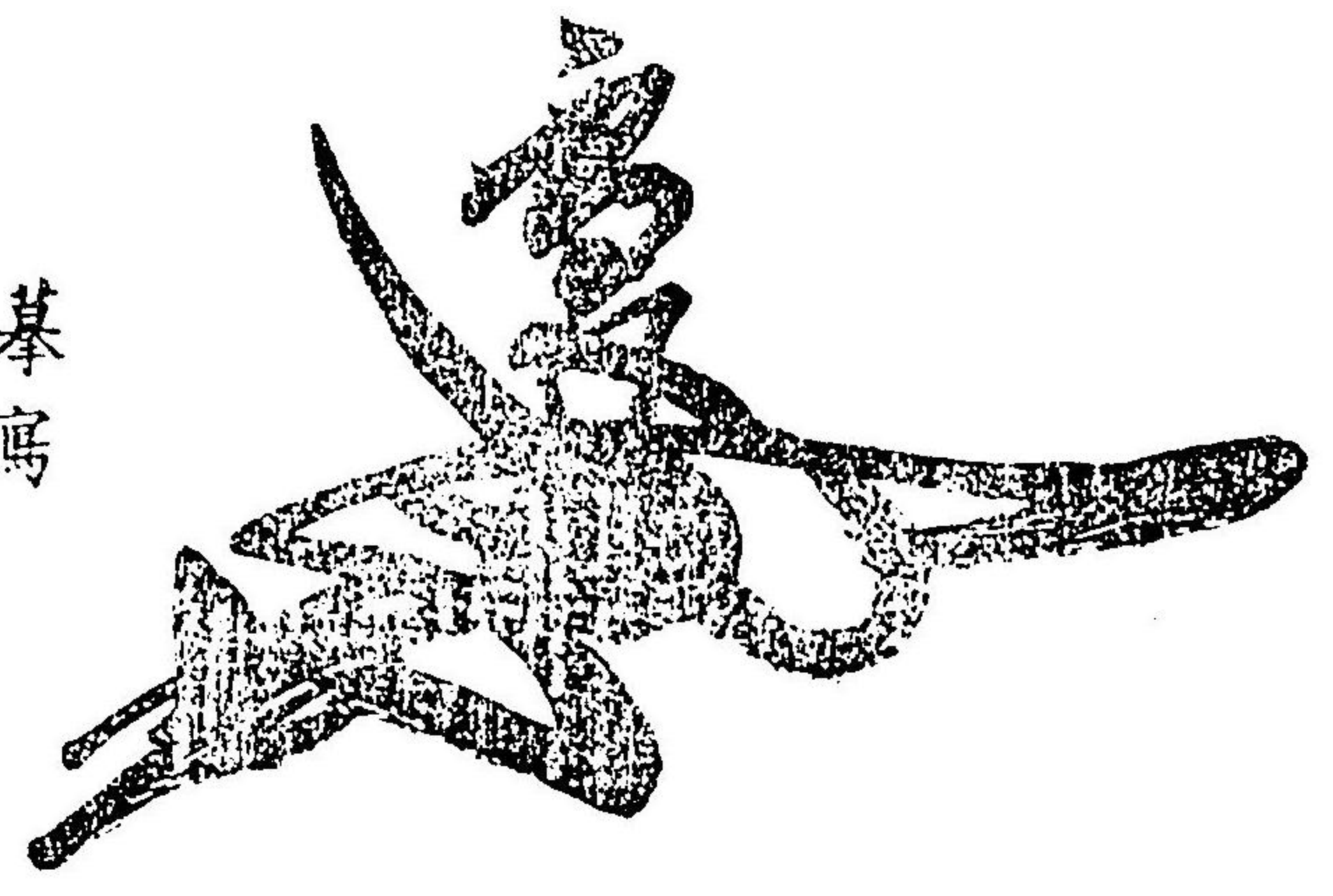


右京大夫源朝臣

仙石秀久社
領此證文

寸六分横一尺
四寸五分余味小
天正十一年生
駒形郡の高五
松石神社此證
文も有と者々
り

摹寫



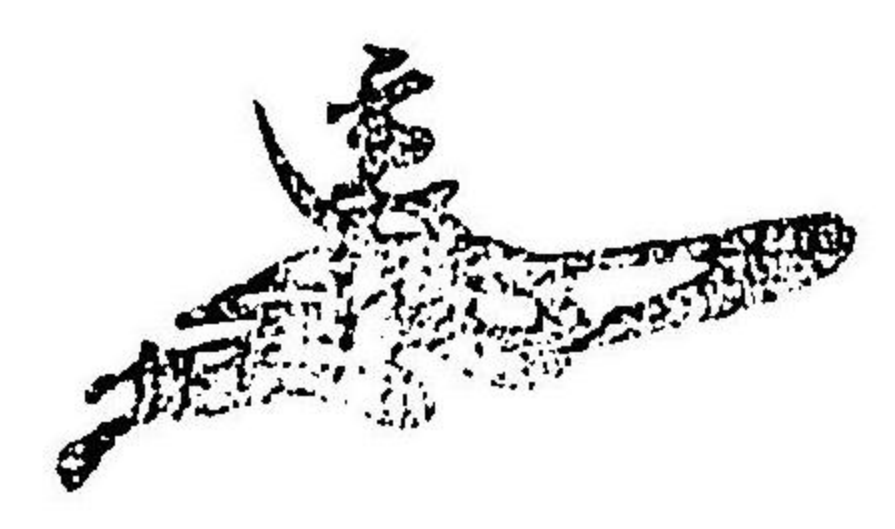
今高進知物

合可集者 一良

右金を能能也

三子

八月



音集

一

前より壁書此年辨姓名等を石化墨小て掲げたる也

〇甲

長祿四年十二月日

右京大夫源朝臣

仙石秀久社

領此證文九登

寸六分横一尺
四寸五分外小
天正十五年生
駒近規の高五
拾石神領此證
文も有と省り



摹寫

今更進知り

合百石者 一更

右今より社領地

天正

二月

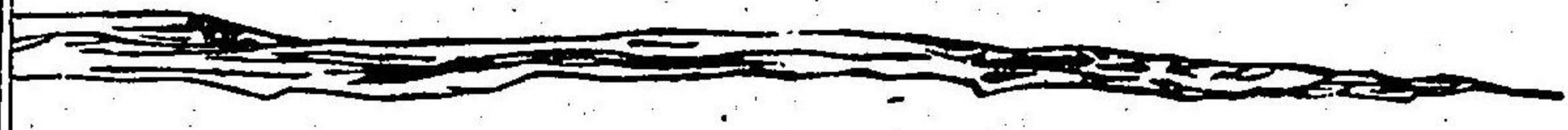


音

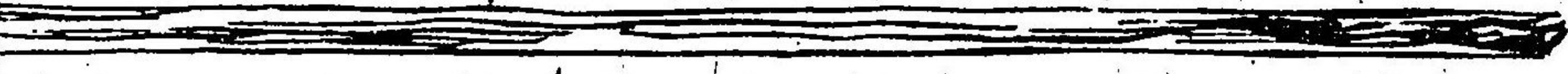
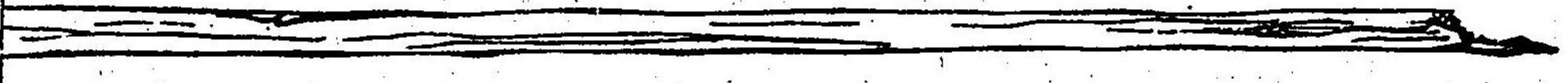
一

鉾ホコ 一柄あり

数柄あり内是異製な久鋒ハ鉄小て柄ハ黒木の随用ひた久承應此社物帳小御鉾三本内壹つハ鈴付とあるハ此鉾ならむ



此鉾木ハ何の木ヲ詳から祿と甚堅き木小て柄より鋒まで下木を削り成せるその久已此鉾小て古りて古書小見え



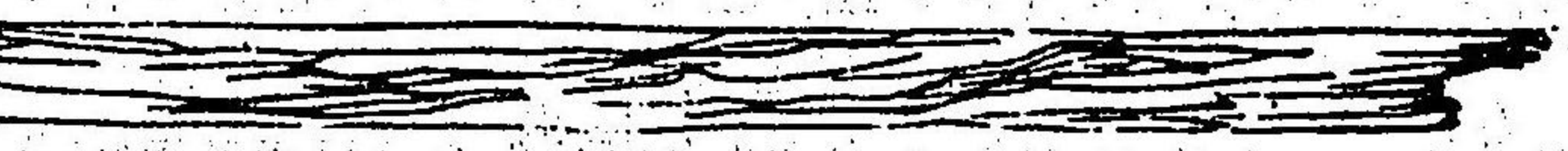
六尺

是ハ竹の柄小

六尺一寸五分



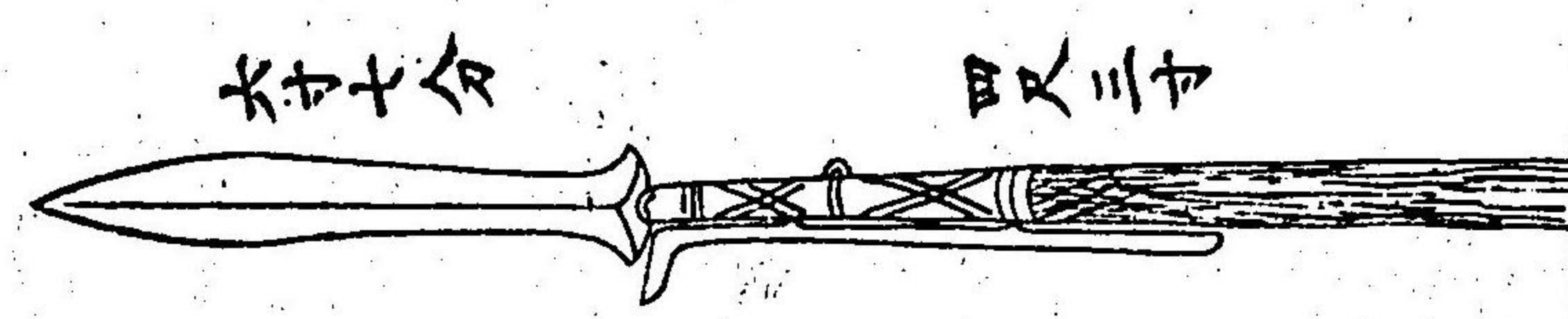
この鉾ハ銅あり社物帳小内二ツハ三股とあるハ是



六尺三寸五分

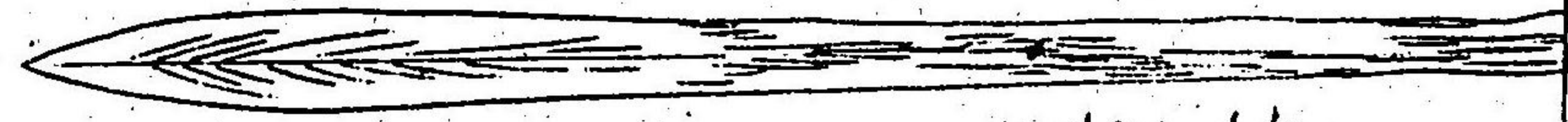
社頭此圖

社物帳に宮の繪圖一枚と有ハ、三々めて古年奉加帳小和銅貳年己酉建立本社諸未社及經藏等云々去文祿五白丙申閏初秋十二亥刻就于大地震



六尺一寸五分 六尺三寸

比々羅木之ハ尋矛此考あり事あがらまハ此處ハ載セズ

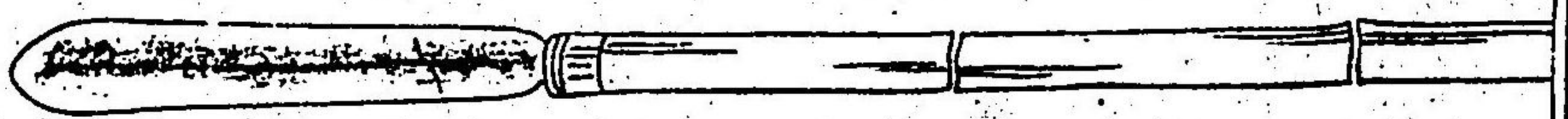


七尺四寸五分

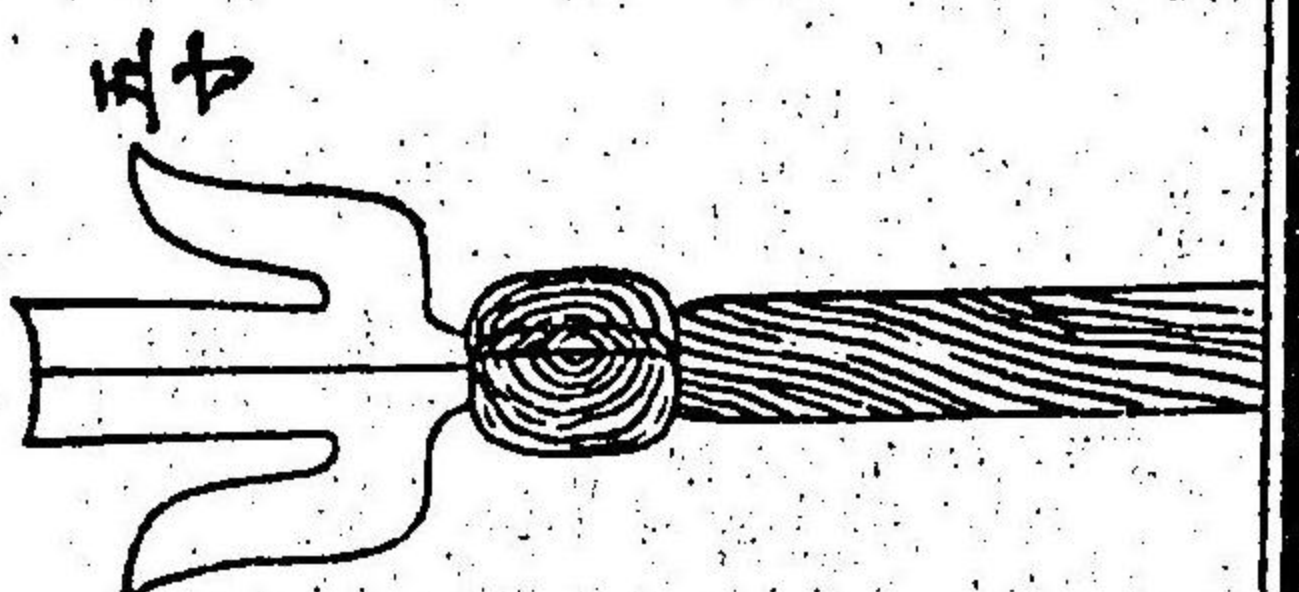


九尺六寸

て古製あり是又據りて古語拾遺の矛等此考めれど是も事長ハれハ六寸ハ載せず



九尺四寸



四尺

神宇諸未社悉破却矣と有和銅の建立とい、本文に云、
 云、ゴ如く再興を勸請の如く、訛傳まらざるを以て、
 彼帳小繪圖と云、ハ和銅のニありて、文祿以後此
 圖ニあるを、斯く今この社殿ハ、當時ニ大守源頼重朝臣
 此再營にして、其をり此珍事録と云、記小、明暦元年三
 月、一宮御普請被仰出奉行ハ竹村齊庵あり、借御普請
 掛り、本社取崩し処、淵の上、いゝあやふの木を受、教百年
 相成し故、木腐居申し、付、取替相成申し、其時齊庵神官
 へ、社下此淵見度、ト申出小處、神官種々断、ハ得共、是非
 見度、由ニ社然ハト、淵を見、ハ所暫、ハて水逆巻上、其中
 紅舌を巻、三間斗頭を上、齊庵をにら、ハ申し、齊庵夫々
 心地あり、ハ相成、駕ニて歸家内、ハ其子細を言、ハ死、其後
 御普請、ハ中場相成、ハ時、淵の蓋の真中、ハ二尺斗の穴
 明居申し、ハ其穴、ハ鑿を落、ハ込、ハ所暫、ハて角小、ハ指、ハ出、ハを、
 大ユ恐、ハて、ハ足、ハ小、ハて、ハ狭、ハ取、ハ上、ハ小、ハ所、ハ忽、ハ死、ハ誠、ハ小、ハ生、ハ神、ハの、ハ驗、ハ有、ハと
 あり、ハ恐、ハし、ハ云、ハ々、ハと、ハ云、ハ事、ハを、ハ載、ハと、ハり、ハ悔、ハき、ハこ、ハと、ハ小、ハハ、ハ有、ハれ
 ど、ハ序、ハに、ハ記、
 し、ハ置、ハあり、

讚岐國官社考證上之卷終



